

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	76 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	59 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	97 件
国民年金関係	38 件
厚生年金関係	59 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から52年3月まで
私は、母から私の学生時の国民年金保険料を納付していたと聞いたことがある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、オンライン記録上、未加入期間とされているが、申立人に対しては、昭和50年9月及び婚姻後の58年6月頃の2回、国民年金手帳の記号番号が払い出されており、最初に払い出された手帳記号番号は50年9月29日に実家所在地の村で払い出されていることが国民年金手帳番号総括払出簿で確認できる。

また、申立人は20歳時の50年*月*日に強制加入被保険者資格を取得していることが、国民年金受付処理簿、申立人が所持する所轄社会保険事務所（当時）からの国民年金被保険者資格取得通知書及び国民年金手帳の記載から確認できること、上記通知書には、国民年金保険料の納付やその他手続の方法などについては、別に市町村から連絡がある旨記載されており、当該手帳記号番号が取り消された記録は無いことから、保険料の納付その他の所要の手続がとられたものと考えるのが自然であること、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、国民年金制度発足時の36年4月以降60歳に到達するまで、その大部分を占める国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立人の父親も国民年金加入期間の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年6月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年6月まで
② 昭和47年10月から48年6月まで

私は、昭和46年7月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、46年10月から付加保険料を含め国民年金保険料を口座振替で納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄には「昭和48年7月5日」と記載され、その他の現存する資料において当該申出日以前の申出日は確認できないが、オンライン記録では当該期間直前の47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含む保険料が納付済みとなっており、この納付記録について現在まで訂正等の履歴は無く、遅くとも同年7月には付加保険料の納付の申出が行われていた可能性が否定できないこと、当該期間直後の48年7月から61年3月までの期間は付加保険料を含む保険料を全て納付していること、申立人は口座振替により付加保険料を含む保険料を納付したと説明しており、申立人が申立期間当時から居住する区では47年4月から口座振替による収納を開始していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、上記のとおり申立人が申立期間当時から居住する区では昭和47年4月から口座振替による収納を開始しており、当該期間のうち同年3月以前の期間は付加保険料を含む保険料の口座振替納付をすることができなかったことなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年6月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から56年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の領収書を所持しており、保険料の還付請求を行い還付金を受け取った記憶も無い。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和55年8月8日に一括して納付したことを示す領収証書を所持しており、当該納付済保険料について、特殊台帳には、申立期間当初の同年8月6日の被保険者資格取得日が56年4月1日に訂正されるとともに、58年12月19日に還付決議されている旨が記載されているが、申立人が所持する国民年金手帳には55年8月6日に任意加入した旨が記載され、その訂正の記載は無いこと、また、申立期間は夫の厚生年金保険被保険者の配偶者であった時期の国民年金の任意加入適用期間であり、適用除外とされていた海外在住期間及び被用者年金制度加入期間ではないことから、上記の資格取得日の訂正及び保険料の還付を行う合理的理由は特に考えられず、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から42年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後からの国民年金保険料を全て納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和42年9月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人と同様に母親が婚姻するまでの保険料を納付していたとする申立人の兄は、婚姻前の期間を含め、国民年金制度発足当初から国民年金加入可能年数分の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年9月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

私は、昭和47年に就職したが、長期間勤務するつもりはなかったため継続して国民年金保険料を納付していた。その後厚生年金保険被保険者期間中に国民年金保険料を納付しているため保険料を還付すると言われ、厚生年金保険被保険者であった期間(24か月)を超える30か月分の保険料を還付され、6か月は未加入期間とされてしまった。その後も継続して保険料を納付していたので、申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の所持する年金手帳の印紙検認記録欄により、申立人は、当該期間を含む昭和47年4月から49年9月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、当該期間前の47年4月から49年3月までの厚生年金保険被保険者であった期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。この納付済みの47年4月から49年9月までの期間の保険料は、50年8月22日に還付決議されているが、申立人は、43年11月に任意加入の申出により国民年金被保険者となり、厚生年金保険被保険者であった期間及び同資格喪失後の期間の保険料を納付しており、同資格喪失時に任意加入の申出は行っていないものの、任意加入を継続する意思を有していたと考えられるなどの特別の事情を有しているものと認められ、このような場合は、社会保険庁(当時)の通知(平成21年12月10日付け庁保発第1210002号)により、任意加入期間が未加入期間とされ、保険料の還付が行われていても、当該厚生年金保険の被保険者資格喪失時に任意加入の申出があったものとして取り扱うこととなっている。

申立期間②については、申立人が所持する年金手帳及び国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和 49 年 10 月 25 日に任意加入していることが確認でき、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は、当該期間直後の 50 年 1 月から 60 歳に到達するまで保険料を全て納付していること、上記のとおり、47 年 4 月から 49 年 9 月までの期間の保険料は 50 年 8 月 22 日に還付決議されており、還付等を受けるべき者につき未納の保険料があるときは、還付に代えて還付金等をその保険料に充当することとされているが、当該期間の保険料への充当処理が行われていないことから、当該期間の保険料は納付されていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 11 月及び同年 12 月
② 平成 11 年 3 月
③ 平成 12 年 4 月から 13 年 3 月まで

私が大学在学中の 20 歳を過ぎた頃に、私の国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきていたので、私は、母に「就職後に保険料を返すから納付してほしい」と頼んだ。母は、時期は定かでないが、申立期間①及び②の私の保険料を納付してくれ、申立期間③の保険料は私の就職後の平成 13 年 6 月に賞与をもらう前に 1 年分の保険料をまとめて納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 1 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料はそれぞれ平成 13 年 2 月 13 日に発行された納付書で納付していることが申立人が所持する領収証書で確認でき、当該期間の納付書も同年同日に発行されていたと推察され、この納付書で当該期間の保険料を納付することが可能であったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当該期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人は、母親に立て替えてもらった保険料を平成 13 年 6 月の夏季賞与で 10 万円から 20 万円くらいを母親に返済したと説明しているが、母親は申立人から返済された金額は 9 万円であると記憶していると説明しており、母親が立て替えたとする保険料額に関する記憶は申立人の記憶と一致しておらず、申立人及びその母親が説明するそれぞれの金額

は、申立人が20歳に到達した月から就職して厚生年金保険に加入するまでの期間の保険料の合計額と大きく相違している。

申立期間①については、母親は当該期間を含む平成10年11月から12年3月までの納付書を、毎月納付できるよう月ごとにまとめて発行してもらったと説明している。申立人が所持する当該期間後の全ての領収証書には、発行年月日が13年2月13日となっており、この発行年月日時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、当該期間を含む平成11年11月から13年3月までの期間に保険料の未納がある場合に作成される過年度納付書が、13年12月6日に発行されていることがオンライン記録で確認できるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 5 月まで

私は、昭和 63 年 4 月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、自宅に届いた納付書で再就職するまでの申立期間①の国民年金保険料を納付した。同年 8 月に会社を退職した後は保険料を納付していなかったが、平成 3 年 7 月に実家に戻ってから厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間②を含む昭和 63 年 8 月から平成 3 年 7 月までの保険料を遡って 3 回前後で納付した。

申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち平成 2 年 5 月については、申立人に対して当該期間が含まれると推察される過年度納付書が 4 年 6 月 8 日に作成されていることがオンライン記録で確認でき、申立人の実家がある市が作成した申立人に係る国民年金被保険者台帳に当該期間直後の 2 年 6 月から 3 年 3 月までの期間に「現納」、「4. 6. 26.」と記載されていることから、申立人は 4 年 6 月 26 日に当該期間の国民年金保険料を過年度納付したと考えられ、当該納付時点では当該期間の保険料を納付することが可能であるなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②のうち昭和 63 年 8 月から平成 2 年 4 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

申立期間①については、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続きに関する記憶が曖昧であり、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が「昭和 63 年 8 月 25 日」と記載されている

ことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

申立期間②のうち昭和 63 年 8 月から平成 2 年 4 月までの期間については、申立人は保険料の納付時期、納付額及び納付書に関する記憶が曖昧であり、申立人の手帳記号番号は申立期間後の 3 年 8 月 14 日に、申立人が当時居住していた市で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、この払出時点では元年 6 月以前の期間は時効により保険料を納付することができず、当該期間直後の 2 年 6 月から 3 年 3 月まで期間の保険料が 4 年 6 月 26 日に過年度納付された時点では当該期間の全てが時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間①及び②のうち昭和 63 年 8 月から平成 2 年 4 月までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 2 年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年2月から同年10月までの期間及び同年12月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月から平成元年10月まで
② 平成2年3月から6年7月まで
③ 平成7年2月から同年10月まで
④ 平成7年12月から8年3月まで

私は、親に勧められて国民年金に加入し、加入前の期間の国民年金保険料は分割して納付書を発行してもらい、夫が私宛てに送付されてきた納付書で保険料を全て納付してくれた。納付書がまとめて送られてきた時に社会保険事務所（当時）に確認し、「未納期間の全ての保険料が精算できる。」との回答を得たことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、当該期間はそれぞれ9か月及び4か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の夫の当該期間の保険料は納付済みである。また、申立人に対して申立期間④を含むと考えられる過年度納付書が平成9年12月に発行されており、同年同月に当該期間直前の7年11月の保険料を過年度納付し、当該期間直後の8年4月及び同年5月の保険料を同年9月に現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、これらの保険料の納付時点では申立期間④の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は国民年金の加入手続の時期、保険料の納付場所及び1回当たりの納付月数等に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、夫が厚生年金保険に加入

し、申立人が国民年金第3号被保険者資格を取得した後の平成8年8月に払い出されていることがオンライン記録で確認でき、この払出時点では当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人及びその夫は現在所持する2冊の年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年2月から同年10月までの期間及び同年12月から8年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から42年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで
③ 昭和54年4月から55年3月まで
④ 昭和57年4月から同年6月まで
⑤ 昭和58年4月から63年12月まで

私は、20歳になった昭和38年頃に親に勧められたので市役所で国民年金の加入手続を行った。しかし、生活に困り国民年金保険料を納付することができなくなったので、当時勤務していた店や自宅に来た二人組の女性の集金人や市役所で保険料の免除申請を年度ごとに行っていた。私の元妻の分も私が一緒に免除申請を行っていた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の国民年金保険料は申請免除期間であり、申立人が一緒に免除申請手続を行っていたとする元妻も当該期間は申請免除期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、③、④及び⑤については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無い。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和41年2月頃に払い出されており、この払出時点では当該期間のうち、38年2月から40年12月までの期間は免除申請を行うことができず、当該期間当時に同居を始めていたとする元妻は、当該期間のうち厚生年金保険の被保険者資格を喪失した40年12月から42年3月までの期間が未納期間となっているなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③、④及び⑤については、申立人が一緒に免除申請をしていたとする元妻も、申立期間③、④及び⑤のうち婚姻期間中である昭和58年4月から62年1月までの期間の保険料が未納期間となっているなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から48年3月まで

私は、区出張所の職員に勧められて昭和49年2月に国民年金の加入手続を行った際、同職員から国民年金保険料を特例納付することができるという説明を受け、申立期間の保険料を遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、昭和43年11月に申立人と婚姻した夫は保険料を全て納付している。

また、申立期間は国民年金の強制加入被保険者期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出され、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたとする昭和49年2月は、第2回特例納付の実施期間中であり、この払出時点では、申立期間のうち43年8月から46年12月までの保険料は特例納付すること、及び47年1月から48年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったほか、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致する。

さらに、申立期間当時から現在まで申立人の隣人であった知人は、申立人から「申立人が国民年金の加入手続を行った時期に未納となっていた保険料を遡って特例納付したことにより、全期間について保険料の納付記録が繋がったと聞いたことがある。」と証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 52 年 6 月まで

私は、20 歳から 60 歳に至るまでの期間は 7 か月の厚生年金保険の加入期間を除き国民年金に加入し、郵便局や金融機関で国民年金保険料を納付してきており、申立期間の保険料の領収証書も所持している。申立期間は、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金被保険者資格を喪失した^{おぼ}憶えは無いのに、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の保険料は還付されたとなっているが、私には還付された保険料を受け取った記憶は無い。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を昭和 51 年 10 月から 52 年 4 月までの期間に納付していることが申立人が所持していた領収証書により確認できる。

また、社会保険事務所の「還付・充当・死亡一時金等リスト」では公的年金に加入したことを理由に申立期間の保険料は昭和 52 年 11 月に還付決議が行われ、保険料が還付されていることが確認できるが、申立人が所持する年金手帳及び申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険の「事業所別被保険者名簿」では、申立人が申立期間後の 52 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間は、国民年金の強制加入被保険者となる期間であり、かつ、保険料を納付していた事実があることから、保険料を納付していたものとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで
私の母は、私が入院していた時に、私の国民年金保険料の免除申請手続きをしてくれた。その後、私は役所で追納に必要な金額を確認し、働いて追納できるようになってから、申立期間直前の期間と申立期間の保険料を追納した。申立期間の保険料が免除とされ、追納されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和54年1月以降平成23年3月まで、申立期間及び他の申請免除期間（11か月）を除き、国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間直前の昭和59年8月から60年3月までの期間の保険料を追納していることがオンライン記録で確認できること、申立人の保険料の免除申請手続きをしたとする母親は、国民年金制度発足当初から62年3月までの保険料を全て納付し、上記の申立人の追納済期間と同時期の59年10月から60年3月までの期間の保険料を追納していることがオンライン記録で確認できること、申立人は上記の追納済期間と申立期間の保険料を一括で追納したと説明しており、追納したとする額はこれらの期間の保険料を追納する場合の金額におおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年9月までの期間、10年1月から同年6月までの期間及び11年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から同年9月まで
② 平成10年1月から同年6月まで
③ 平成11年1月から同年6月まで

私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、私が短大を卒業した後しばらくして、20歳時まで遡って国民年金保険料を納付してくれた。その後、結婚するまで母が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ6か月間と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年6月頃に払い出されており、申立人は、同年以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする母親は、昭和44年1月から60歳に到達するまでの保険料を全て納付しており、父親も保険料を完納している。

申立期間①については、当該期間直前の平成8年6月から9年3月までの保険料は申立人が短大を卒業した後の同年10月9日に納付されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人の母親が20歳まで遡って納付したとする保険料の金額は、当該期間直前の納付済保険料額と当該期間の保険料額とを合わせた金額とおおむね一致していること、申立期間②については、当該期間直前の同年10月から同年12月までの期間及び直後の10年7月から同年12月までの期間の保険料は、いずれも11年11月18日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるほか、10年4月に保険料の引上げが行われており、当該期間の一部は引上げ前の低額の保険料であり、当該期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えに

くいこと、申立期間③については、当該期間直後の11年7月から14年8月までの期間の保険料は、13年7月から15年6月にかけて過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当時、保険料の未納期間をなくすよう努めていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月から9年1月まで
② 平成10年4月から11年3月まで

私の母は、私が学生の時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を数回に分けて納付してくれた。私が就職した後は自分で数回に分けて保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の基礎年金番号は平成11年2月2日に付番されており（申立人に対しては11年6月17日に厚生年金保険加入を契機に別の基礎年金番号が付番されており、当初の基礎年金番号は21年12月18日に重複取消されている。）、申立人は、当該期間前の9年3月分の国民年金保険料を11年4月5日に、9年5月から10年3月までの期間の保険料を11年6月4日に、いずれも同年4月の会社就職後に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続きの時期、保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧であるほか、平成11年2月の基礎年金番号付番時点では、当該期間のうち8年12月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間であること、上記の当該期間後の9年3月の保険料が納付された11年4月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 4 月から 11 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月及び同年 4 月
② 昭和 50 年 2 月から 54 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、会社を退職した昭和 50 年 2 月からは自分で保険料を納付していた。平成 16 年 7 月に社会保険事務所（当時）で保険料の未納は無い旨の説明を受けていたが、申立期間①が国民年金に未加入であるとして保険料が還付され、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金保険料還付整理簿から当該期間を含む昭和 47 年 7 月から 49 年 2 月までの国民年金保険料は申立人が厚生年金保険被保険者であったことを理由に同年 3 月 9 日に還付決議されていることが確認でき、特殊台帳にも 47 年度の保険料が還付された旨の記載が認められるが、申立人は厚生年金保険被保険者資格を 48 年 3 月 28 日に喪失し、同年 5 月 18 日に再取得していることがオンライン記録で確認でき、当該期間は、厚生年金保険被保険者ではなく本来国民年金の強制加入被保険者となる期間であり、かつ、保険料が納付された事実があることから、保険料を納付していたものとするのが妥当である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間当時の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であること、申立人は、会社を退職した後の当該期間の国民年金の再加入手続と保険料の納付は当時居住していた区で行ったと説明しているが、申立人の年金手帳及び特殊台帳の住所欄に

当該区の記載は無く、当該期間直後に申立人が転居した市の国民年金被保険者名簿の転入欄に「54・7・29 転入 54・8・2届」、資格欄に「得 50・2・20(再④強)」及び届出区分の再取得欄に「54・8・2届」とそれぞれ記載されていることが確認でき、申立人は当該期間の再加入手続を当該区で行わず転居後の市で昭和54年8月に行い、50年2月20日まで遡って被保険者資格を取得したと考えられること、当該再加入手続時点で52年7月まで遡って保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人は遡って保険料を納付した記憶が曖昧であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人は、平成16年7月に当時居住していた区を管轄する社会保険事務所の職員から、申立人の記録と申立人と同姓同名で同一生年月の別人の記録が相互に混在した記録となっていたが、訂正処理され保険料の未納は無いと言われたと説明しているが、同年7月15日の当該訂正処理後の同年同月26日現在で出力されたオンライン記録では、保険料納付月数(90月)からみて当該期間の保険料は未納であったと推測され、上記の記録混在前の当該期間の未納記録と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月及び同年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月及び10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月
② 平成10年3月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後、国民年金の加入手続をし、最初の頃は国民年金保険料を納付していなかったが、昭和60年以降は納付していた。口座振替を申し込んだ以降は未納はないはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の金融機関口座の普通元帳（取引明細証明書）では、申立期間①及び②の国民年金保険料の口座振替予定日において、上記口座にいずれも保険料額以上の預金残高があったにもかかわらず、保険料の口座振替が行われていないなど不自然な状況が認められ、この不自然な状況は、申立期間の保険料の納付・収納及び年金記録管理の段階においてどのような原因・理由に起因し発生したのかは不明であるが、申立人にとって不利な状況となっているほか、申立期間の直前及び直後の期間の保険料はいずれも口座振替により納付されていることが上記元帳で確認でき、申立人は当該期間において住所変更は無く、自身で口座振替を一時やめた記憶も無いと説明している。

また、申立期間はいずれも1か月と短期間であり、申立人は、平成2年4月以降60歳に到達する23年*月まで、申立期間を除き保険料を全て納付しているほか、保険料の口座振替が行われなかった場合に納付書が届いていれば、納付書で保険料を納付していたと説明しており、12年2月に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を前年に引き続き免除申請をしていた。私が一緒に免除申請の手続を行った夫は申立期間の保険料が免除とされているのに、私の申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は申立期間を除きおおむね納付済み又は申請免除とされているほか、申立人が免除申請の手続を一緒に行ったとする夫は申立期間の保険料が申請免除とされていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人及びその夫は、いずれも申立期間直前の昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び申立期間直後の平成元年 4 月から 14 年 3 月までの期間の保険料が申請免除されており、このうち申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び平成元年 4 月から 14 年 3 月までの期間の免除申請日は、全て夫と同一であることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 27 日

A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された平成 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、B 県 C 町から提出された申立人に係る住民税課税基礎資料、同事業所が加入する健康保険組合から提出された申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録及び同僚から提出された給料支払明細書（賞与）から、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A 事業所は平成 19 年 7 月 5 日に賞与を支給したとして、23 年 3 月 28 日付けで事後訂正の届出を行っているが、同事業所が加入する健康保険組合において、当該賞与支払年月日は 19 年 6 月 27 日と記録されており、また、上記給料支払明細書には同年 6 月分と記載されていることから、同年 6 月 27 日とすることが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料

控除額から、35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 27 日

A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された平成 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、B 県 C 市から提出された特別市民税・県民税所得回答書、同事業所が加入する健康保険組合から提出された申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録及び同僚から提出された給料支払明細書（賞与）から、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A 事業所は平成 19 年 7 月 5 日に賞与を支給したとして、23 年 3 月 28 日付けで事後訂正の届出を行っているが、同事業所が加入する健康保険組合において、当該賞与支払年月日は 19 年 6 月 27 日と記録されており、また、上記給料支払明細書には同年 6 月分と記載されていることから、同年 6 月 27 日とすることが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料

控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 27 日

A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書（賞与）、平成 19 年分給与所得の源泉徴収票、A 事業所から提出された同年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同事業所が加入する健康保険組合から提出された申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録から、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A 事業所は平成 19 年 7 月 5 日に賞与を支給したとして、23 年 3 月 28 日付けで事後訂正の届出を行っているが、同事業所が加入する健康保険組合において、当該賞与支払年月日は 19 年 6 月 27 日と記録されており、また、上記給料支払明細書には同年 6 月分と記載されていることから、同年 6 月 27 日とすることが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる保

険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされている。しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 20 年 7 月及び同年 8 月は 28 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 28 万円、21 年 1 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 2 月 1 日まで

A 社で被保険者資格を取得した際に、同社が標準報酬月額を誤って届け出た。不足分の保険料については、既に給与から控除されていたが、同社は標準報酬月額の訂正届を提出していなかった。その後、同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A 社から提出された「給与情報照

会」及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成 20 年 7 月及び同年 8 月は 28 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 28 万円、21 年 1 月は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、20 年 11 月 13 日であったと認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 17 年 6 月から 20 年 10 月までの標準報酬月額については、40 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 20 年まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人が昭和 17 年 4 月 2 日（ただし、保険料の徴収は同年 6 月 1 日からである。）にA社において被保険者資格を取得した旨の記載は確認できるものの、資格喪失日の記載は無く、当該被保険者記録は基礎年金番号に統合されていない。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人に係る記載は無いところ、年金事務所の資料によると、同社を管轄する社会保険事務所が空襲を受け、被保険者名簿が相当数焼失したため、現存する被保険者名簿は、終戦後、事業所から資料を取り寄せ復元したものの、資格喪失日の記載が無い者が多数存在するなど完全には復元されなかったことが確認できる。

また、被保険者名簿において、申立人と同様に記載は無いものの、オンライン記録では被保険者記録が確認できる者がいる上、被保険者名簿に資格喪失日が記載されているが、オンライン記録の資格喪失日と一致していない者も複数確認できることから、社会保険事務所における記録の管理が不適切であったと認められる。

さらに、申立人は、A社に入社した後、徴集されて兵役に赴き、昭和 20 年秋頃に退社したとしており、厚生労働省が保有する「B名簿」の記録から、申立人が少なくとも

19年から20年11月12日まで徴集され従軍していたことが確認できる。

加えて、当時の従業員1名は、「徴集されて約一年間兵役に就いたが、その間もA社には従業員として在籍したままであり、他の従業員も同様であった。また、従業員の中には会社を退職し志願兵になった者はいたが、そのような者はまれであった。」旨供述していることから、申立人が徴集される前に同社を退職していた事情はうかがえない。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人が徴集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は20年11月13日とすることが妥当である。

なお、昭和17年6月から20年10月までの標準報酬月額については、上記被保険者台帳の標準報酬等級の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年10月から13年11月までは26万円、15年4月から17年8月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から17年9月1日まで
② 平成18年7月1日から19年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているため、各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成12年10月から13年11月までの期間について、オンライン記録によると、12年9月までの標準報酬月額は26万円であり、その後、同年10月の定時決定により12万6,000円、13年10月の定時決定により11万8,000円と記録されていたものの、14年11月5日付けで12年10月に遡及して24万円に増額訂正されている。

このことに関し、A社は、「厚生年金保険料の滞納があったため、当初、実際の給与額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届出し、その後、増額訂正が行われたが、その際も、実際の給与額より低い報酬月額で届出をした。申立人については、資格取得時と同額の標準報酬月額26万円に基づく厚生年金保険料を控除していた。」旨回答している。

また、申立人から提出された給与振込通帳によると、平成12年10月の定時決定前後

における毎月の給与振込額は、ほぼ同額となっていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に標準報酬月額が減額され、後に増額訂正されている複数の元従業員の給与明細書及び給与振込通帳によると、当該減額及び増額訂正される前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、標準報酬月額 26 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

次に、申立期間①のうち、平成 15 年 4 月から 17 年 8 月までの期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された賃金台帳一覧及び申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給与額より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は上記賃金台帳一覧等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 13 年 12 月から 14 年 11 月までの期間の標準報酬月額について、申立人から提出された「平成 14 年分の給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額（24 万円）で算出した社会保険料の金額とおおむね一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成 14 年 12 月から 15 年 3 月までの期間について、A社から提出された賃金台帳一覧に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②についても、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給与額より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は上記賃金台帳一覧において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬

月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 28 万円とされている。しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額 (32 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 11 日から 20 年 9 月 1 日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 28 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 28 日に 32 万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (32 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (28 万円) となっている。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る平成 19 年度、20 年度の賃金台帳及び申立人から提出された 19 年 6 月から 20 年 8 月までの給与支払明細書によると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額 (32 万円) に基づく厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年5月1日から4年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、2年5月から3年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年1月7日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月7日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月7日から6年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（平成5年1月7日）を6年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から9年8月1日まで
A社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、平成2年5月から標準報酬月額が、前の記録と比べ低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成2年5月から4年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、2年5月から3年9月までは41万円、同年10月から4年3月までは44万円と記録されていたところ、同年4月8日付けで、遡って2年10月1日及び3年10月1日の定時決定の記録が取り消され、2年5月から9万8,000円に減額訂正されており、申立人のほか

に3人の従業員についても標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の代表取締役は、当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所と協議の上、標準報酬月額の減額訂正や資格喪失処理に同意した旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成4年4月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の2年5月から4年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、2年5月から3年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは44万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成4年10月1日から5年1月7日までの期間について、雇用保険の加入記録及び従業員の供述により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成5年1月7日付けで4年11月30日と記録され、また、同年10月1日の定時決定が9万8,000円と記録されたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は平成14年12月3日付けで解散しており、上記処理日において法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、平成4年10月1日の定時決定の記録は、同年4月8日付けで取り消された2年10月1日及び3年10月1日の定時決定の記録と同じく5年1月7日付けで処理されており、標準報酬月額も同額の9万8,000円と記録されている。

さらに、申立人と同じ営業職であった同僚の標準報酬月額は、平成5年1月7日付けで4年1月に遡って減額訂正され、同年10月1日の定時決定は当該減額訂正された標準報酬月額と同額で記録されたところ、同僚が保有していた同年分の給与所得の源泉徴収票では、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人のA社における資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由は無く、また、平成4年10月1日の定時決定の記録については、有効な記録訂正とは認められない5年1月7日付けの処理に連動してなされた処理の結果であると考えるのが相当であることから、資格喪失日及び4年10月1日の定時決定における処理は有効であったとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、当該処理日である5年1月7日とし、4年10月から同年12月までに係る標準報酬月額は、上記1における訂正後の同年9月の標準報酬月額から、44万円に訂正することが必要である。

3 申立期間のうち、平成5年1月7日から6年11月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び従業員の供述により、申立人が当該期間にA社に勤務していたこ

とが確認できる。

また、上記同僚は、自身が保有している平成5年分の給与所得の源泉徴収票及び6年6月から同年10月までの給料支払明細書から、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できるとして、当該期間について既に当委員会の決定に基づき記録の訂正が行われている。

さらに、上記商業登記簿謄本から、A社は、平成5年1月7日から6年11月1日までの期間においても厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は給料支払明細書等を保有していないものの、上記同僚における厚生年金保険料の控除の状況から、申立人についても当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA社における資格喪失日を平成6年11月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記2における訂正後の平成4年12月の標準報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間においてA社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間のうち、平成6年11月1日から9年8月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び従業員供述により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記同僚から提出のあった個人別明細表では、平成6年11月から8年2月までの期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月31日から同年4月1日まで
② 平成13年9月29日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。転職しても空きの無いように気を付けており、退職するときも経理の担当者ときちんと話をして退職した。また、源泉徴収票の社会保険料等の金額を調べたところ、申立期間の厚生年金保険料が控除されていると思われるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった平成8年分給与所得の源泉徴収票により、申立人はA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出のあったA社が作成した給与関係資料によると、「厚生年金（3月分）1万8,150円」の記載があり、月末退職の場合、前月分と退職月分の保険料を控除するとの注意書きが確認できる。

さらに、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料控除等の金額を検証したところ、当該額は、標準報酬月額を22万円として算出した4か月分の社会保険料及び3か月分の雇用保険料の合計額とほぼ符合することから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額から判断して、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を平成8年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人のC社における雇用保険の離職日は、平成13年9月28日と記録され、同社の親会社から提出のあった同年分給与所得の源泉徴収票に記載されている退職日も雇用保険の離職日と同日となっており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合している。

また、C社が加入していたD健康保険組合から提出のあった申立人に係る被保険者・被扶養者台帳及びE厚生年金基金から提出のあった申立人に係る加入台帳に記載されている資格喪失日は、いずれも平成13年9月29日となっており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致している。

さらに、閉鎖事項全部証明書によると、C社は、商号変更後、平成18年5月*日に解散しており、同社の親会社に申立人に係る人事記録の有無について照会したが、残されていないため、申立人の申立期間②の勤務実態が確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 65 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 35 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 65 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から⑥までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 65 万円、16 年 7 月 13 日は 68 万円、同年 12 月 14 日は 65 万 7,000 円、17 年 7 月 20 日及び同年 12 月 13 日は 70 万円とすることが必要である。

さらに、申立人の申立期間⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 70 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑥までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑦に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①及び⑦に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないのので、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」、申立人から提出された「給与支給明細書」、金融機関から提出された「預金取引明細表」並びに行政機関から提出された「市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書」、「課税台帳画面の写し」及び「給与支払報告書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は65万円、16年7月13日は68万円、同年12月14日は65万7,000円、17年12月13日は70万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤及び⑦に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日は70万円、19年7月14日は70万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果105万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の50万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を105万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は105万円、19年7月14日は115万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月13日は110万円、同年12月14日は106万4,000円、17年7月20日、同年12月13日、18年7月12日及び同年12月13日は115万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月13日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は105万円、16年7月13日は110万円、同年12月14日は106万4,000円、17年12月13日は115万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、それぞれ115万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果105万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の50万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を105万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は105万円、19年7月14日は115万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月13日は110万円、同年12月14日は106万4,000円、17年7月20日、同年12月13日、18年7月12日及び同年12月13日は115万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月13日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」、申立人から提出された「給与支給明細書」及び「給与所得の源泉徴収票」、金融機関から提出された「預金取引明細書」並びに行政機関から提出された「住民税の賦課資料」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は105万円、16年7月13日は110万円、同年12月14日は106万4,000円、17年12月13日は115万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、それぞれ115万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 63 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 32 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 63 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 63 万円、19 年 7 月 14 日は 68 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 65 万円、同年 12 月 14 日は 62 万 8,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日は 68 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」並びに申立人から提出された「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は63万円、16年7月13日は65万円、同年12月14日は62万8,000円、17年12月13日は68万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、それぞれ68万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果105万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の50万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を105万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は105万円、19年7月14日は115万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月13日は110万円、同年12月14日は106万4,000円、17年7月20日、同年12月13日、18年7月12日及び同年12月13日は115万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月13日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」、金融機関から提出された「取引明細表」並びに申立人から提出された「給与支給明細書」及び「給与所得の源泉徴収票」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は105万円、16年7月13日は110万円、同年12月14日は106万4,000円、17年12月13日は115万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、それぞれ115万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 60 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 60 万円、19 年 7 月 14 日は 70 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 13 日
⑦ 平成 18 年 7 月 12 日
⑧ 平成 18 年 12 月 13 日

⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び⑨について、B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」により、申立人は、A社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「給与支給明細書（控）」において確認できる保険料控除額から、それぞれ60万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑨に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる賞与支給額から、70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間③から⑧までについて、A社及びB社は、既に倒産しており、当該期間の賞与に係る資料が提出されないことから、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、A社及びB社から支給された給与及び賞与に係る支給明細書を保管しておらず、金融機関からの給与振込口座情報取得に関する同意書等の提供も無いことから、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当

該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 58 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 29 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 58 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤りにより、標準賞与額が正しく記録されていない。B社は、その後、申立期間に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「給与支給明細書（控）」において確認できる保険料控除額から、58 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納

付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 48 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 48 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 48 万円、19 年 7 月 14 日は 54 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 51 万円、同年 12 月 14 日は 49 万 3,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日は 54 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」、金融機関から提出された「預金取引明細表」並びに行政機関から提出された「給与支払報告書」及び「課税台帳」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は48万円、16年7月13日は51万円、同年12月14日は49万3,000円、17年12月13日は54万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、それぞれ54万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 66 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 33 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 66 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 66 万円、19 年 7 月 14 日は 72 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 13 日
⑦ 平成 18 年 7 月 12 日
⑧ 平成 18 年 12 月 13 日

⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び⑨について、B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」により、申立人は、A社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「給与支給明細書（控）」において確認できる保険料控除額から、それぞれ66万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑨に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる賞与支給額から、72万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間③から⑧までについて、A社及びB社は、既に倒産しており、当該期間の賞与に係る資料が提出されないことから、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、A社及びB社から支給された給与及び賞与に係る支給明細書を保管しておらず、金融機関からの給与振込口座情報取得に関する同意書等の提供も無いことから、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当

該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 48 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 48 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 48 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 51 万円、同年 12 月 14 日は 49 万 3,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日は 54 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日

- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていないことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていないため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①及び②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び申立人から提出された「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は48万円、16年7月13日は51万円、同年12月14日は49万3,000円、17年12月13日は54万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、それぞれ54万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①から③までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月13日及び18年7月12日は5万円、同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年7月12日
③ 平成18年12月13日
④ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①及び②に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間③及び④に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間④に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支

給明細書等」という。)により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年7月12日は5万円、同年12月13日は40万円、19年7月14日は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 50 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 23 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 50 万円、19 年 7 月 14 日は 58 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 53 万円、同年 12 月 14 日は 51 万 2,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日は 56 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」、金融機関から提出された「取引明細表」並びに行政機関から提出された「所得回答書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は50万円、16年7月13日は53万円、同年12月14日は51万2,000円、17年12月13日は56万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日、18年7月12日及び同年12月13日は56万円、19年7月14日は58万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 45 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 23 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 45 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 45 万円、19 年 7 月 14 日は 56 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 48 万円、同年 12 月 14 日は 46 万 4,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日及び 18 年 7 月 12 日は 52 万円、同年 12 月 13 日は 56 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」、金融機関から提出された「取引明細表」並びに申立人から提出された「預金通帳の写し」、「給与支給明細書」及び「給与所得の源泉徴収票」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は45万円、16年7月13日は48万円、同年12月14日は46万4,000円、17年12月13日は52万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日及び18年7月12日は52万円、同年12月13日及び19年7月14日は56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 10 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 5 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑥までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 20 万円、同年 12 月 14 日は 19 万 3,000 円、17 年 7 月 20 日及び同年 12 月 13 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日

⑥ 平成17年12月13日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。B社は、その後、申立期間①及び②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は10万円、16年7月13日は20万円、同年12月14日は19万3,000円、17年12月13日は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤に係る標準賞与額については、「給与支給明細書」において確認できる賞与支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 10 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 5 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑥までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 20 万円、同年 12 月 14 日は 29 万円、17 年 7 月 20 日及び同年 12 月 13 日は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日

⑥ 平成17年12月13日

⑦ 平成18年7月12日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。B社は、その後、申立期間①及び②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までについて、B社から提出された「給与支給明細書（控）」、申立人から提出された「預金通帳の写し」並びに行政機関から提出された「給与支払報告書」及び「特別市民税・県民税賦課資料について（回答）」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日は10万円、同年12月10日及び16年7月13日は20万円、同年12月14日は29万円、17年12月13日は30万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において推認できる賞与支給額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間⑦について、申立人から提出された「預金通帳の写し」並びに行政機関から提出された「給与支払報告書」及び「特別市民税・県民税賦課資料について（回答）」を基に、平成18年に支給された給与及び賞与に係る支給項目、控除項目の金額を算出したところ、賞与を除く課税支給合計額、社会保険料等控除合計額及び所得税合計額は、19年の「給与支払報告書」において確認できる「支払金額」、「社会保険料等の金額」及び「源泉徴収税額」と一致することから、申立人は、当該期間にA社から賞与を支給されていないことが推認できる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 45 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 23 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 45 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 45 万円、19 年 7 月 14 日は 53 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 48 万円、同年 12 月 14 日は 46 万 4,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日は 51 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていないことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていないため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」、行政機関から提出された「市民税・県民税（非課税）証明書」並びに申立人から提出された「給与支給明細書」及び「預金通帳の写し」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は45万円、16年7月13日は48万円、同年12月14日は46万4,000円、17年12月13日は51万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日、18年7月12日及び同年12月13日は51万円、19年7月14日は53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 10 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 5 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 13 日
⑦ 平成 18 年 7 月 12 日
⑧ 平成 18 年 12 月 13 日
⑨ 平成 19 年 7 月 14 日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び⑨について、B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」により、申立人は、A社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「給与支給明細書（控）」において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日は10万円、同年12月10日は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑨に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる賞与支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間③から⑧までについて、A社及びB社は、既に倒産しており、当該期間の賞与に係る資料が提出されないことから、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、A社及びB社から支給された給与及び賞与に係る支給明細書を保管しておらず、金融機関からの給与振込口座情報取得に関する同意書等の提供も無いことから、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与

から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 45 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 23 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 45 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 45 万円、19 年 7 月 14 日は 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 13 日
⑦ 平成 18 年 7 月 12 日
⑧ 平成 18 年 12 月 13 日

⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び⑨について、B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」により、申立人は、A社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「給与支給明細書（控）」において確認できる保険料控除額から、それぞれ45万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑨に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる賞与支給額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間③から⑧までについて、A社及びB社は、既に倒産しており、当該期間の賞与に係る資料が提出されないことから、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、A社及びB社から支給された給与及び賞与に係る支給明細書を保管しておらず、金融機関からの給与振込口座情報取得に関する同意書等の提供も無いことから、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当

該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 10 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 5 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 10 万円、19 年 7 月 14 日は 58 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 50 万円、同年 12 月 14 日は 9 万 6,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日は 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は10万円、16年7月13日は50万円、同年12月14日は9万6,000円、17年12月13日は53万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成17年7月20日、18年7月12日及び同年12月13日は53万円、19年7月14日は58万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月13日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。B社は、その後、申立期間①に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書(控)」及び「給与支給明細書」(以下「給与支給明細書等」という。)により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年12月10日は10万円、16年7月13日は40万円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は10万円、19年7月14日は50万円とすることが必要である。

また、申立期間②から⑦までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月13日は40万円、同年12月14日は43万5,000円、17年7月20日、同年12月13日、18年7月12日及び同年12月13日は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月13日
③ 平成16年12月14日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月13日
⑥ 平成18年7月12日
⑦ 平成18年12月13日
⑧ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑥までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑦及び⑧に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っ

ていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①及び⑧に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」、「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③及び⑤に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年12月10日は10万円、16年7月13日は40万円、同年12月14日は43万5,000円、17年12月13日は48万円とすることが妥当である。

また、申立期間④、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成17年7月20日、18年7月12日及び同年12月13日は48万円、19年7月14日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は10万円、19年7月14日は50万3,000円とすることが必要である。

また、申立期間②から⑦までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月13日は45万円、同年12月14日は43万5,000円、17年7月20日、同年12月13日、18年7月12日及び同年12月13日は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月13日
③ 平成16年12月14日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月13日
⑥ 平成18年7月12日
⑦ 平成18年12月13日
⑧ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑥までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑦及び⑧に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っ

ていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①及び⑧に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」並びに申立人から提出された「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③及び⑤に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成15年12月10日は10万円、16年7月13日は45万円、同年12月14日は43万5,000円、17年12月13日は48万円とすることが妥当である。

また、申立期間④、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成17年7月20日、18年7月12日及び同年12月13日は48万円、19年7月14日は50万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は19年12月1日であると認められることから、申立期間①に係る資格喪失日（昭和19年6月2日）及び資格取得日（昭和19年10月7日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和23年2月29日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月2日から同年10月7日まで
② 昭和19年12月1日から23年2月29日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間は同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、オンライン記録によると、A社において、昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、19年6月2日に資格を喪失後、同年10月7日に同社において資格を再取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社から提出された従業員カード及び事業主の回答により、申立人は昭和15年4月2日から19年12月1日まで、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が記憶していた複数の同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿①」という。）によると、申立期間①において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①の前の昭和 17 年 6 月 1 日から記録が確認できるが、被保険者名簿①では、19 年 10 月 7 日から記録されており、当該オンライン記録を確認できる被保険者名簿が無い。

また、被保険者名簿①において、被保険者証の番号が申立人より後にもかかわらず、資格取得日が申立人より 2 年以上も前の従業員が複数確認できる上、2 年以上相違した日付に訂正されている従業員は、オンライン記録では別の日付で記録されている。

さらに、被保険者名簿①において、資格取得日が訂正されているにもかかわらず、書換え後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿②」という。）の資格取得日は、訂正前の日付が記載されているなど、資格取得日に連続性が無く、不自然な記録が見受けられる。

加えて、複数の従業員は、被保険者名簿①及び被保険者名簿②で確認できる資格喪失日とオンライン記録の資格喪失日が相違していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 19 年 6 月 2 日に被保険者資格を喪失し、同年 10 月 7 日に再度資格を取得する合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が適切に行われていなかったものと認められることから、申立期間①に係る A 社における資格喪失日及び資格取得日を取り消すことが妥当である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、A 社の回答及び同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日が昭和 23 年 2 月 29 日と記載されていることにより、申立人は当該期間に同社に在籍していたことが推認できる。

一方、申立期間②のうち、昭和 19 年 12 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間について、福祉保健局生活福祉部から提出のあった申立人に係る軍歴確認書では、19 年 12 月 1 日から 22 年 10 月 18 日までの期間に申立人が陸軍に召集されていたことが確認できる。

また、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 の規定によると、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間について、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

次に、申立期間②のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から 23 年 2 月 29 日までの期間について、上記資格喪失届によると、申立人と同様に同年 2 月 29 日に資格を喪失している従業員は申立人を含め 97 名であるところ、このうち、92 名の従業員が被保険者名

簿②によると、資格喪失日が同日であることが確認できる。

また、上記資格喪失届では昭和23年2月29日の資格喪失日が確認できるが、被保険者名簿①及び被保険者名簿②では当該日付を確認することができない申立人を含めた5名の従業員のうち2名は、被保険者名簿①では資格喪失日が記載されておらず、被保険者名簿②においては氏名を確認することができない。

さらに、上記5名のうち1名は、被保険者名簿①に上記資格喪失届とは別の資格喪失日が記載されているにもかかわらず、被保険者名簿②において資格喪失日が記載されていない。

加えて、上記5名のうち申立人を含めた2名は、上記資格喪失届及び被保険者名簿①の資格喪失日が相違していることから、A社に係る被保険者名簿は整合性が無く、不自然な記録となっており、社会保険事務所において記録管理が十分に行われていなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和19年12月1日に被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所における年金記録の管理が適切に行われていなかったものと認められることから、申立人の申立期間②に係るA社における資格喪失日を23年2月29日とすることが相当である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 55 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B製作所における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、17 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 55 年 6 月 1 日付けで転勤したが、同社に継続して勤務していた。在職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあったA社の在職証明書及び同社から提出のあった申立人に係る経歴情報により、申立人は申立期間も同社に継続して勤務（昭和 55 年 6 月 1 日にA社B製作所から同社本社に異動）していることが確認できる。

一方、A社B製作所に係る健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿（事業所台帳）では、申立人は昭和 55 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失している記録が確認できる。

しかしながら、A社から提出のあった同社B製作所の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人に係る資格喪失日が昭和 55 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日に訂正されていることが確認できるところ、同通知書には社会保険事務所の受付印が押され、同年 6 月 17 日付けで「6 月分保険料に算入」するとの社会保険事務所長の確認印が押されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B製作所において昭和 55 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記通知書における記載から、17 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店及び同社本社における資格喪失日に係る記録を、それぞれ昭和41年8月1日、46年2月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を、41年7月は3万6,000円、45年7月から46年1月までは6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月30日から同年8月1日まで
② 昭和45年7月1日から46年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、A社から提出された役員プロフィール及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社は、人事異動の発令日は月の初日とするのが通例であり、申立人の同社B支店における資格喪失日を昭和41年7月30日とした手続は誤りであったとしていることから、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、A社から提出された役員プロフィール及び申立人が保有している同社C部D部長より申立人に宛てた「帰国命令の件」から判断すると、申立人は、申立期間②に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「当社は、従業員が海外勤務する場合、本社に異動させて、本社から海外勤務させるという方法を採用している。しかし、本社C部では、海外勤務中でも異動させ、そのときに誤って申立人の資格を喪失させたということも推測できるが、当時の記録も資料も保管していない。いずれにしても、申立人の資格喪失処理は、当社の当時の事務処理の誤りが原因となっていることは間違いない。また、海外出張の場合、当社では以前より社会保険料を慣例的に給与から控除し、本社にて納付しているため、保険料控除の証拠は無いが、控除していたものと推測される。」と回答している。

さらに、申立人の後任者は、「申立人の後任として、昭和46年1月8日にE国に渡航し、約一週間引継ぎを行った。47年2月1日まで海外長期出張し、当該期間の給与は本社から支給され、国内の家族が代理受領していた。」と供述しており、46年1月1日から47年2月1日までの期間について、A社本社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社本社において、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和45年6月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②について、厚生年金保険に係る事務処理の誤りを認めていることから、事業主が、それぞれ昭和41年7月30日及び45年7月1日を資格喪失日として届け、社会保険事務所は、申立人に係る41年7月及び45年7月から46年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における資格喪失日に係る記録を昭和61年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月29日から61年1月1日まで

A病院に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、C大学の医局からA病院への出向期間であったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B病院から提出された在職証明書並びに同病院の経理課長、C大学及び同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間にA病院に継続して勤務していたことが認められる。

また、B病院は、申立期間に係る厚生年金保険の届出について、「12月29日から年末年始休暇のため、最終勤務日が同月28日となり、当時の担当者が誤って資格喪失日を同月29日と記入したと思われる。」とし、昭和60年12月の厚生年金保険料について、「給与の締日が20日、支払日が29日で、保険料の控除方法は翌月控除であり、現在の取扱いでは、退職時の給与計算の対象が1か月に満たない場合でも、当該給与から保険料を控除し、足りない場合には精算しているため、申立人についても、61年1月29日支給の給与から60年12月の保険料を控除したと考える。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における昭和60年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社

会保険事務所に対して誤って資格喪失日を昭和 60 年 12 月 29 日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 84 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、84 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 75 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、75 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 98 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、98 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 89 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、89 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 76 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、76 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 76 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、76 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から同年6月1日まで

昭和39年にB社C製作所からA社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給料は継続してもらっており、保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の回答から判断すると、申立人はB社C製作所及びその関連会社であるA社に継続して勤務し（B社C製作所からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、A社の当時の社会保険担当及び申立人とほぼ同時期にB社C製作所からA社に異動した同僚の回答から、昭和39年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における労働者年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年8月21日、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年8月15日であったと認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年8月から20年7月までの標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月21日から20年8月まで

私は、昭和17年4月にA社に入社し、工場の疎開により19年に同社D工場から同社C工場勤務となり、終戦の頃まで勤務した。勤務場所は違うが、同じ会社に継続して勤務していたので、厚生年金保険料も控除されていたはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和17年6月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、19年8月21日に被保険者資格を喪失しており、申立人が工場の疎開により異動した同社C工場における申立期間の加入記録が無い。

しかし、申立人と同様に昭和19年にA社D工場から同社C工場に異動した同僚及びその他の従業員7人に照会したところ、4人が申立人は終戦の頃までC工場勤務していたと回答していることから、申立人が申立期間に同社C工場において勤務していたことが推認できる。

また、申立人が記憶している同僚二人について、A社D工場において昭和19年8月1日に資格を喪失し、同日付けで同社C工場において資格を取得しており、被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、B社は、「確認できる資料は残っていないが、申立人が在籍していたのであれば、保険料を控除しており、納付もしていたと思う。」と回答している。

一方、上記被保険者名簿について、E機構F事務センターは、「G年金事務所が保管するA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中には、適用事業所名がA社C工場と記載してある名簿やH市の住所が記載してある名簿等が混在している状況であり、H市からG市へ被保険者名簿を移したと思われるが、移した経緯等が分かる書類は見当たらないので、いつ頃、どの程度の名簿が移されたのかは全く分からない。」旨回答している。

また、E機構I事務センターは、「A社を管轄していたJ社会保険事務所（当時）が管理していた名簿等の多数が、昭和28年5月*日の火災により焼失したとされている。被保険者名簿に関しては、様式が整っていないことや、資格取得日が時系列に管理されていないことから、通常の事務処理において作成、使用されたとは考え難く、後年に他の資料を基に復元された可能性があると考えられる。」旨回答している。

さらに、B社の担当者は、「昭和19年に戦火がひどくなり、D工場はC工場に移った。C工場は20年7月*日に艦砲射撃で壊滅的被害を受けており、申立期間当時に届出がきちんとされていたか、社会保険事務所（当時）の誤りなのか資料が無いので分からない。」旨回答している。

加えて、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において資格喪失日が記載されていないが、オンライン記録では資格喪失日が記録されている者が多数確認できる。

これらの事実を前提にすると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でない。

以上を踏まえて本件を見ると、申立人が申立期間にA社C工場において継続して勤務し、事業主により保険料を控除されていたと推認できる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の労働者年金保険の被保険者資格を昭和19年8月21日に取得し、厚生年金保険の被保険者資格を20年8月15日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、昭和19年8月から20年7月までの標準報酬月額については、申立人に係る19年7月の社会保険事務所の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和46年3月1日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月17日から43年4月1日まで
② 昭和45年11月30日から46年3月1日まで

B社に勤務した期間のうちの申立期間①及びA社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。事業主の変更により社名の変更はあったものの、勤務場所及び仕事内容等は変わることなく継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の証言から判断すると、申立人は当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和46年1月31日）より後の同年3月11日付けで処理されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様に昭和45年11月30日に被保険者資格を喪失している者は申立人を含めて3人、同年12月31日は17人、46年1月30日は事業主一人であるが、これらの資格喪失届の受付日は、同年3月10日又は同年3月11日であることが確認でき、これら21人全員が、A社の事業を引き継いだC社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和46年3月1日）に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本は確認できないが、同社及びC社の両社で被保険者資格を取得している複数の従業員は申立期間②も継続して勤務していたと回答していることから、A社は当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所

の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に申立人の同社における資格喪失処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人のA社における資格喪失日を、C社における資格取得日である昭和46年3月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年10月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の証言により、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和42年12月17日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の当時の事業主及び経理担当者は既に死亡していることから、申立期間①の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B社の元従業員10人に照会したところ、9人から回答があったものの、これらの者から申立期間①において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支給時の給与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間にA病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支給時の給与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間にA病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 10 日は 15 万 5,000 円、17 年 12 月 12 日は 14 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 12 月 12 日

A病院に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同病院は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、申立期間にA病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 16 年 12 月 10 日は 15 万 5,000 円、17 年 12 月 12 日は 14 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は、事務手を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支給時の給与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間にA病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成 15 年 7 月の賞与は確かに支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出のあった賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年11月30日から同年12月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年12月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、平成7年10月から8年3月までは30万円、同年4月から同年6月までは44万円、同年7月から9年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年12月1日まで

A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成9年11月30日となっているが、月末まで勤務し、そのまま次の会社へ転職したため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は平成9年11月30日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年3月31日）より後の同年7月7日付けで同年3月31日と記録され、さらに、同年9月4日付けで、遡って9年11月30日と記録されていることが確認でき、また、申立人の申立期間の標準報酬月額について、当初、7年10月から8年3月までは30万円、同年4月から同年6月までは44万円、同年7月から9年10月までは59万円と記録されていたところ、10年7月7日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間のうち、平成8年2月27日から9年10月17日まで取締役であったことが確認できるものの、上記処理日には取

締役でないことが確認でき、同社の元従業員二人は、申立人は営業担当で勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかった旨証言していることから、申立人は、上記処理に関与していないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の同社における資格喪失日及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である平成9年12月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、7年10月から8年3月までは30万円、同年4月から同年6月までは44万円、同年7月から9年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月9日は48万4,000円、20年7月7日及び同年12月8日はそれぞれ51万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月9日
② 平成20年7月7日
③ 平成20年12月8日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。厚生年金保険料の控除が確認できる賞与明細を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる保険料控除額から、平成17年12月9日は48万4,000円、20年7月7日及び同年12月8日はそれぞれ51万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明

としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支払明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対

して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 143 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支払明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる賞与額から、143 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対

して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和32年3月1日）及び資格取得日（昭和32年10月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から同年10月5日まで

A社B工場で職工として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に業務内容の変更等は無く、同社同工場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和26年7月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年3月1日に資格を喪失後、同年10月5日において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

また、A社は昭和49年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、申立人が勤務していた同社B工場の工場長も連絡先不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

しかし、A社の同僚二人及び同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により被保険者となっていることが確認できる従業員一人が、申立人を明確に記憶しているところ、いずれの者も、「申立人は申立期間についても同社で継続して勤務していた。」としている上、上記同僚の一人は、申立人は、申立期間に業務内容や勤務形態が変わったことはなかった旨供述している。

また、上記被保険者名簿により、昭和24年8月から34年2月までの期間において、申立人以外に厚生年金保険の被保険者記録に空白期間がある者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 32 年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和 49 年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年3月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA機構における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成21年1月1日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間のうち、同年1月2日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同機構における資格取得日を同年1月2日とし、当該期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年1月1日から同年3月1日まで

A機構に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は、平成15年10月1日から20年12月31日までB省から同機構に出向していたが、このうち、出向後5年を超えた期間（平成20年10月1日から同年12月31日まで）については、国家公務員共済組合法第124条の2第2項に定める継続長期組合員の資格を喪失することとなったため、厚生年金保険に加入した。さらに、21年1月1日から23年3月31日までの間、再び同省から同機構に出向し、給与から保険料は控除されていたが、同法第124条の2第4項の規定により、同一法人に再度出向する場合には6か月経過しないと継続長期組合員として取り扱われないことが判明した。このため、同機構は、同年4月に年金事務所に対し、21年1月1日付けの厚生年金保険被保険者資格喪失届を取り消し、引き続き厚生年金保険に加入するための手続を行ったが、同年1月及び同年2月の保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るA機構における厚生年金保険の被保険者記録については、当

初、平成21年1月1日付けの資格喪失と記録され、その後、事業主から、23年4月28日付けで、資格喪失日（平成21年1月1日）の取消しの届出が提出されていることが確認できるものの、申立期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった給与明細書等から、申立人は申立期間のうち、平成21年1月2日から同年3月1日までの期間について、A機構に勤務していたことが認められる。

一方、上記給与明細書について、「長期掛金」の控除項目名が確認できるところ、A機構は、申立人が厚生年金保険に加入していた期間においても同明細書を使用していた旨回答しており、平成21年1月及び同年2月の給与明細書において長期掛金が控除されていることが確認できることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる社会保険料控除額及び報酬月額から判断して、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る届出を誤ったこと、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、平成21年1月1日から同年1月2日までの期間については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった辞令等から、申立人がA機構に勤務していたことは確認できず、申立人が当該期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は 35 万 4,000 円、申立期間②は 32 万 7,000 円、申立期間③及び④は 42 万円、申立期間⑤は 47 万円、申立期間⑥は 49 万 5,000 円、申立期間⑦は 52 万 5,000 円、申立期間⑧は 55 万 5,000 円、申立期間⑨及び⑩は 70 万円、申立期間⑪は 68 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 15 日
② 平成 16 年 8 月 3 日
③ 平成 16 年 12 月 27 日
④ 平成 17 年 7 月 8 日
⑤ 平成 17 年 12 月 15 日
⑥ 平成 18 年 7 月 5 日
⑦ 平成 18 年 12 月 11 日
⑧ 平成 19 年 7 月 6 日
⑨ 平成 19 年 11 月 30 日
⑩ 平成 20 年 7 月 4 日
⑪ 平成 20 年 12 月 12 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書、源泉徴収票及び預金通帳の写しを提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業

主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①から⑥までについて、申立人は、当該期間に係る賞与明細書を所持していないが、申立人から提出された銀行預金通帳及び普通預金移動元帳により、当該期間においてA社から賞与支給月以外の月の約2倍強の振込額が確認できることから、当該期間において申立人に対し賞与が支給されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間に係る課税資料及び複数の同僚の賞与明細書等により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記複数の同僚の賞与明細書及び申立人に係る銀行振込額から判断すると、申立期間①は35万4,000円、申立期間②は32万7,000円、申立期間③及び④は42万円、申立期間⑤は47万円、申立期間⑥は49万5,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間⑦から⑪までについて、申立人から提出のあった賞与明細書によると、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記1を踏まえると、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間⑦は52万5,000円、申立期間⑧は55万5,000円、申立期間⑨及び⑩は70万円、申立期間⑪は68万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成22年4月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間については、標準報酬月額決定の基礎となる平成21年4月から同年6月までの期間において、申立人は、標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は51万5,000円、申立期間③は46万1,000円、申立期間④、⑤及び⑥は59万2,000円、申立期間⑦は61万7,000円、申立期間⑧は64万7,000円、申立期間⑨は66万5,000円、申立期間⑩は80万7,000円、申立期間⑪は79万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間⑫に係る標準賞与額79万7,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を79万7,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年3月31日から同年4月1日まで
② 平成15年12月15日
③ 平成16年8月3日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年7月5日
⑧ 平成18年12月11日

- ⑨ 平成 19 年 7 月 6 日
- ⑩ 平成 19 年 11 月 30 日
- ⑪ 平成 20 年 7 月 4 日
- ⑫ 平成 20 年 12 月 12 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間②から⑫までについては、標準賞与額の記録が無い。退職証明書、賃金台帳及び給与振込通帳の写しを提出するので、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険の加入記録及び申立期間②から⑫までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間②から⑪までについては、本件申立日（平成 23 年 1 月 25 日）において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、特例法を適用し、申立期間①及び⑫については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社発行の退職証明書により、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出のあった、申立期間①の標準報酬月額決定の基礎となる平成 21 年 4 月から同年 6 月までの給与明細書により、標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが認められる。

したがって、申立人の資格喪失日は、平成 22 年 4 月 1 日であると認められ、申立期間①の標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間②、③及び④について、申立人は、当該期間に係る賞与支給明細書を所持していないが、申立人から提出された銀行預金通帳により、当該期間においてA社から賞与支給月以外の月の約 2 倍強の振込額が確認できることから、当該期間において申立人に対し賞与が支給されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間に係る課税資料及び複数の同僚の賞与明細書等により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記複数の同僚の賞与明細書及び申立人に係る銀行振込額から判断すると、申立期間②は 51 万 5,000 円、申立期間③は 46 万 1,000 円、申立期間④は 59 万 2,000 円とすることが妥当である。

4 申立期間⑤から⑪までについて、申立人から提出のあった貸金台帳、賞与明細書及び預金通帳によると、申立人は当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、貸金台帳及び賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間⑤及び⑥は59万2,000円、申立期間⑦は61万7,000円、申立期間⑧は64万7,000円、申立期間⑨は66万5,000円、申立期間⑩は80万7,000円、申立期間⑪は79万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

5 申立期間⑫については、上記賞与明細書及び預金通帳により、当該期間に係る標準賞与額（79万7,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を79万7,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成5年4月及び同年5月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月15日から6年7月1日まで
② 平成7年1月20日から8年11月11日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。そのため、一部期間の給与賞与明細書及び源泉徴収票を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成5年4月及び同年5月の標準報酬月額については、申立人が提出した給与賞与明細書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成12年11月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与

賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成5年6月から同年8月までの期間及び同年10月から6年4月までの期間について、給与賞与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

次に、申立期間②のうち、平成7年3月、同年4月、同年8月から同年11月までの期間及び8年10月について、給与賞与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、7年3月、同年4月、同年8月及び同年9月についてオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、同年10月、同年11月及び8年10月についてオンライン記録の標準報酬月額よりも低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成8年1月から同年9月までの期間について、申立人から提出のあった同年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる当該期間の社会保険料等の控除額から算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間①のうち、平成5年9月、6年5月及び同年6月、申立期間②のうち、7年1月、同年2月、同年5月から同年7月までの期間及び同年12月については、申立人から給与賞与明細書の提出が無く、また、上記のとおりA社の元事業主から回答が得られないことから、厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社において勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している当時の上司の氏名が、A社が保管する同社B工場に係る戦災記録の職制表に記載されており、申立人の同社同工場への入社から退社までの期間の勤務状況及び終戦後の事実経過の説明には具体性があることから、申立人は、同社同工場に勤務していたと認めることができる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年6月22日と記載されていることが確認できるものの、喪失日が記載されておらず、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

一方、A社は、「申立人に係る資料は何も見つからず、全て不明。」と回答しているものの、「昭和20年前後にも多数の従業員を雇用していたが、厚生年金保険料の控除や納付については適切に行っていたものと推測される。一部の従業員のみ保険料の控除及び納付を行わない理由は無い。」旨回答している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和19年6月1日から同年10月までの期間に被保険者資格を取得し、かつ、昭和生まれの者で申立人同様に資格取得日が記載されているものの、資格喪失日の記載が無い者が申立人を含めて34人確認できるところ、このうち4人はオンライン記録において資格喪失日が

確認でき、いずれも資格喪失日は20年8月30日以降であることが確認できる。

さらに、上記34人のうち所在が判明した10人に照会した結果、二人から回答があり、そのうち、A社B工場において申立期間当時、社会保険事務を担当していた従業員は、「昭和20年6月10日の空襲後も仕事はできないが出勤していた。自宅が同年7月19日に空襲を受けた後、他県に疎開し、戦後に工場へ戻り継続して勤務していたが、空襲後に退職届を出して辞めた従業員はいない。」旨供述している。また、他の一人の従業員は、「空襲はあったが、工場の操業が中止になったり、工場疎開した記憶は無い。」旨回答しているところ、同社同工場に係る戦災記録によると、同社同工場は昭和20年6月10日以降も操業していたことが確認できる。

加えて、申立人は、「戦後、進駐軍が日本に入ってくる昭和20年9月に姉妹3人で母親の実家に帰った。」旨供述しているところ、A社B工場の所在地であるC市の年表「C現代史年表」では、昭和20年9月*日に占領軍がC市に進駐した旨の記載が確認できることから、申立人は少なくとも同年8月末日まで同社に勤務し同日まで厚生年金保険被保険者であったと推認でき、社会保険事務所（当時）における申立人に係る厚生年金保険の記録管理は適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日については20年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者台帳の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年6月までの期間及び同年10月から5年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から3年6月まで
② 平成3年10月から5年12月まで

私の母は、私が20歳の頃、私の国民年金の加入手続きを行い、婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い申立期間の保険料を納付していたとする母親は、加入手続き、年金手帳の受領、保険料の納付場所、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が婚姻（平成5年12月）した後の申立期間直後の6年1月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち3年11月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 10 月までの期間、61 年 10 月及び同年 11 月並びに 62 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 10 月まで
② 昭和 61 年 10 月及び同年 11 月
③ 昭和 62 年 6 月

私は、会社を退職した昭和 56 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その後は会社を退職した都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及びその後の厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 2 年 4 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 51 年 3 月まで
私は、時期は定かでないが、市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が国民年金の再加入手続を行ったとする市の国民年金被保険者名簿には、申立人の実家が所在する町から当該市への転入（昭和 42 年 8 月 31 日）に係る処理が 52 年 2 月 23 日に職権で行われ、申立期間前の国民年金被保険者資格の再取得（39 年 8 月 7 日）の届出が 52 年 4 月 22 日に受け付けられるとともに、同日に 37 年 2 月から同年 4 月までの納付済保険料が厚生年金保険加入期間であったため申立期間直前の 39 年 8 月から同年 10 月までの期間の保険料に充当された旨が記載されており、当該転入処理及び資格再取得届受付時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から51年3月までの期間及び平成9年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から51年3月まで
② 平成9年6月から同年8月まで

私の母は、私が20歳になった昭和45年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。結婚後は私が夫の分と一緒に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、当該期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の納付状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和51年10月頃に払い出されており、当該払出時点では、当該期間のうち49年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は母親から保険料を遡って納付したと聞いたことはないと説明していることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間直後の平成9年9月から10年5月までの期間の保険料は11年10月27日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、オンライン記録では、保険料の納付月（日）が確認

できる昭和 59 年 4 月以降の期間の申立人及びその夫の保険料の納付月（日）は 60 年 7 月から同年 9 月までの期間及び平成 10 年 6 月の 4 か月を除き全て同一月（日）となっており、夫も当該期間の保険料が未納となっていることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 39 年 1 月までの期間及び 42 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 39 年 1 月まで
② 昭和 42 年 7 月

私は、自宅に訪れた職員に 2 回に分けて、総額約 8 万円の国民年金保険料を納付した。前回の申立てについては、未納期間のうち一部の期間について保険料を納付していたものと認められ記録訂正されたが、納付した保険料額は未納期間の全てについて納付していたものと思っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 9 月時点で、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、42 年 8 月 1 日であったことが申立人の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳から確認できるほか、申立期間①を含む 36 年 4 月から 39 年 1 月までの期間及び申立期間②は平成 10 年 1 月に記録整備されたことにより追加された未納期間であることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から13年1月までの期間、15年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和53年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①平成12年8月から13年1月まで
②平成15年4月及び同年5月

私は、これまで納付していなかった国民年金保険料を納付しようと母と一緒に区役所へ出向いたが、その場で保険料を納付することができなかつたため、後日母が金融機関から約10万円の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立人が結婚する前に未納であった期間の保険料をまとめて納付しようと思い、時期は定かでないが約10万円の保険料を金融機関で納付したと説明しており、申立人が平成18年12月に婚姻していること、及び申立期間②については加入勧奨を受けた後17年2月25日に被保険者期間として記録追加されていることからみて、母親が保険料を納付したとする時期は、17年頃と推測されることから、当該時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、平成17年3月に16年10月から17年3月までの期間の保険料を、同年7月に同年4月から9月までの期間の保険料を、同年11月に同年10月から18年3月までの期間の保険料をそれぞれ納付（保険料額はいずれも約8万円）していることがオンライン記録で確認でき、このうち17年3月の納付時点では、申立期間②の保険料を過年度納付することは可能であったが、母親は現年度保険料の納付書とは別に申立期間②の過年度保険料の納付書で納付したかどうかの記憶は曖昧であること、基礎年金番号制度の下で、14年4月から保険料収納事務が国に一元化され、電算による納付書の作成、領収済通知書のOCR（光学的文字読取装置）による入

力等、事務処理の機械化が図られており、納付したとする 17 年頃の時点で、記録漏れや記録誤りが生じる可能性は極めて低くなっていると考えられることなど、申立人の母親が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12679 (事案 4861、11243 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 55 年 3 月まで

私が会社を退職する前に、妻が国民年金に加入し、私は退職後の昭和 50 年 7 月 1 日に国民年金の加入手続をしたはずである。その後、私たち夫婦は国民年金、厚生年金保険と同じ経緯をたどってきた。妻だけが国民年金加入期間の国民年金保険料が全て納付済みで、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期、納付場所、納付金額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人は、昭和 50 年 6 月の会社退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は国民年金手帳記号番号割振簿により 55 年 4 月に払い出されていることが確認でき、その時点で特例納付及び過年度納付が可能であったが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶が無い上、申立人には、別の国民年金手帳を所持していた記憶も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、妻が先に国民年金に任意加入し、申立人が会社を退職した後、昭和 50 年 7 月 1 日に妻と区役所に行き、国民年金の加入手続をしたとして再申立てしているが、妻の年金手帳には、妻の任意加入被保険者から強制加入被保険者への資格種別の変更は記載されていないこと、申立人は、手帳記号番号払出日

が 55 年 4 月ではなく、同年 7 月である事実を隠していたとしているが、これについては、年金事務所から申立人に対して、社会保険庁（当時）から区への手帳記号番号の割振りが 55 年 4 月 15 日であり、区から申立人への手帳記号番号の払出しが 55 年 7 月である旨の回答書が送付されていることなど、申立人の再申立ては、申立期間の保険料の納付を示すものとは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成 23 年 6 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに対する第三者委員会の通知文において、国民年金手帳の記号番号の払出月が当初の申立てに対する通知文の昭和 55 年 4 月から同年 7 月に訂正されており、払出月が違っているのであれば、払出年も 55 年ではなく 50 年の可能性があるとして主張しているが、上記のとおり社会保険庁から区への手帳記号番号の割振りは 55 年 4 月であることが国民年金手帳記号番号割振簿で、区から申立人への手帳記号番号の払出しが同年 7 月であることが国民年金手帳記号番号払出簿でそれぞれ確認でき、申立人の手帳記号番号が 50 年に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、申立人は、遡って保険料を納付した記憶が無く、手帳記号番号が 55 年 7 月に払い出されたとすれば、同年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は遡って納付したことになり矛盾があると主張しているが、申立人は、55 年 7 月の手帳記号番号払出時点で同年 4 月から同年 6 月までの期間の現年度保険料（納期限は同年 7 月）を納付したと考えられるほか、その内容は 55 年の納付状況に関するものであり、申立期間当時のものではないことなど、申立人の主張は、申立期間の保険料の納付を示すものとは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から55年10月まで
私の両親は、私が昭和55年10月に実家から住民票を異動するまで私の国民年金保険料を国民健康保険料とともに納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和62年4月頃に払い出されており、当初被保険者資格取得日は同年2月21日とされていたが、申立期間のうち46年10月から51年2月までの期間及び52年1月から55年10月までの期間は、平成3年10月14日に国民年金被保険者期間として記録追加された期間であることがオンライン記録で確認でき、これらの期間は当該記録整備時点までは国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、これらの期間に挟まれた51年3月から同年12月までの期間は厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金の未加入期間であること、申立人は、両親から年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 9 月まで
私は、20 歳になった昭和 46 年*月頃に両親に勧められて、国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳になった昭和46年*月頃に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の52年3月頃に払い出されていること、申立期間直後の50年10月分まで遡って保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該払出時点で、申立期間のうち49年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は上記の手帳記号番号払出時に交付されたとみられる厚生年金保険の記号番号及び国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を1冊所持し、ほかの年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月から17年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月から17年7月まで
私は、20歳の誕生日が過ぎた頃から、国民年金保険料の納付書が届いたので、コンビニエンスストアで保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料は全てコンビニエンスストアで納付したと説明しているが、コンビニエンスストアで国民年金保険料の収納業務を開始したのは、平成16年2月からであり、同年1月以前に作成された納付書ではコンビニエンスストアにおいて保険料を納付することができないことから、申立期間の過半の期間はコンビニエンスストアで保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は同年2月以降に納付書の再作成を申し出た記憶が無いと説明している。

また、申立人は保険料を毎月納付していたと説明しているが、申立人に対して平成17年5月から同年7月までの期間と推察される過年度納付書が19年6月12日に発行されていることがオンライン記録で確認でき、この発行時点で当該期間は保険料を納付していなかった期間であると考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は保険料の納付場所について、実家に住んでいる時は自宅近くのコンビニエンスストアであると思うが、ほかの地に住んでいる時は、様々な店舗で納付していたので特定できないと説明しており、当委員会において1店舗を指定し納付記録を調査したが、領収証書のバーコード情報の保存期間が過ぎているため申立期間の保険料の納付記録を確認することはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成 3 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、平成 3 年 7 月から 7 年 3 月までの期間、11 年 4 月から 12 年 3 月までの期間及び 14 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 2 月から平成 3 年 6 月まで
② 平成 3 年 7 月から 4 年 2 月まで
③ 平成 4 年 3 月から 7 年 3 月まで
④ 平成 11 年 4 月から 12 年 3 月まで
⑤ 平成 14 年 4 月から同年 7 月まで

私は、20 歳の時に国民年金の加入手続きを行い、平成 3 年 6 月まで国民年金保険料を納付していた。平成 3 年 7 月からは、郵送あるいは居住していた市役所もしくは市の区役所に行き、毎年、保険料の免除申請を行っていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②、③、④及び⑤の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②、③、④及び⑤の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無い。

申立期間①については、申立人は、保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付額に関する記憶は無いと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 6 年 4 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③のうち平成 4 年 3 月から 6 年 2 月までの期間については、申立人の手帳記号番号が払い出された同年 4 月時点では、保険料が免除される期間は

「申請のあった日の属する月の前月」となっているため、当該期間は免除申請することはできない期間である。また、申立期間③は、保険料が納付済みとなっており、申立人は当該期間が免除期間であることを知らなかった母親が保険料を納付していたと説明しているが、当該期間は免除期間の保険料を追納したものではなく、前述の手帳記号番号払出日で遡って納付することが可能であった平成4年3月から5年3月までの保険料は過年度納付、同年4月から6年3月までの期間の納付及び同年4月から7年3月までの保険料の前納は6年4月21日に行っていたことがオンライン記録及び当該期間に申立人の住所があった市の5年度及び6年度の「国民年金被保険者収滞納一覧表」で確認できる。

申立期間④については、申立人は時期を憶えていないが平成11年度に市の区役所で保険料の免除申請を行い、11年9月頃に再度同年9月から12年3月までの免除の申請書類を同区役所に郵送したと説明しているが、免除申請を行ったとする市の「国民年金被保険者収滞納一覧表」には、10年度に保険料の免除を意味する数字の記載はあるものの、11年度に当該数字の記載は無いほか、11年5月に同市から転居していることが戸籍の附票及び上記一覧表で確認でき、同市では保険料の免除申請を行うことができない。

申立期間⑤については、当該期間直後の平成14年8月から15年6月までの期間の免除申請日は14年9月5日であることがオンライン記録で確認でき、当該申請日時点では保険料が免除される期間は「申請のあった日の属する月の前月」となっているため、当該期間は免除申請することができない期間であるなど、申立人が申立期間②、③、④及び⑤の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②、③、④及び⑤の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年4月まで

私の母は、私が短大を卒業した後の昭和36年4月頃に市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、私が毎月郵便局で納付しており、その間に2、3か月分をまとめて納付したこともあった。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする母親から加入状況を聴取することができないため、当時の加入状況が不明である。

また、申立人は保険料を毎月郵便局で納付していたと説明しているが、申立人が申立期間当時に居住していた市では、当時の保険料の収納方法は印紙検認方式であり、原則として3か月ごとに収納していたと説明しており、申立人が説明する内容は当該市における保険料の納付方法及び納付頻度と相違する。

さらに、申立人は昭和39年5月7日に発行された国民年金手帳を所持しており、その最初の「資格取得」欄には申立期間後の「38年11月1日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年3月まで

私の母は、申立期間当時は私が大学生だったので、20歳になった時に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳になった時に母親が国民年金の加入手続きをしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の昭和51年9月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が所持する上記手帳記号番号が記載されているオレンジ色の手帳には、「氏名」欄に婚姻後の姓が、「住所」欄の最初の行に婚姻後の住所が記載されており、「国民年金の記録(1)」の「被保険者となった日」欄の最初の行に記載されている「昭和48年3月31日」には婚姻後に居住していた区の印が押されていることが確認でき、申立人は現在所持している手帳以外の手帳は無く、婚姻時に母親から渡された記憶も無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、母親から弟が20歳になった時に申立人と同様に国民年金の加入手続きを行い、学生期間の保険料を納付していたと聞いていると説明しているが、弟は大学を卒業した後の昭和61年4月から共済組合員の資格を取得するまでの期

間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年12月まで

私は、昭和57年3月に厚生年金保険適用事業所を退職し、同年4月に結婚した後、実家に私宛ての国民年金保険料の納付書が届いたため、母が私に転送してくれた。私は、この納付書で保険料を1か月ごとに納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時に納付していたとする1か月分の保険料額は1万300円くらいであったと説明しているが、この金額は申立期間当時の保険料額と大きく相違する。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和58年2月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の「国民年金記録（1）」欄の「被保険者となった日」は「昭和58年1月10日」で「被保険者の種別」が「任」と記載されていることから、申立人は58年1月10日に国民年金の任意加入手続を行ったと考えられ、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの期間及び平成9年8月から16年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年3月まで
② 平成9年8月から16年1月まで

私は、平成3年頃に国民年金に加入し、大学院生であり経済的に苦しかったが、国民年金保険料を納付していた。また、会社を退職した平成9年8月以降の保険料も臨時収入があるたびにまとめて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間当時における保険料の納付状況等に関する説明について、電話及び文書による照会に対する協力が十分得られないことから、申立期間②当時における国民年金の再加入手続の時期や申立期間①及び②当時における保険料の納付状況等が不明であること、申立期間②については、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入され、基礎年金番号により制度横断的な被保険者管理が行われるようになったほか、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化され、事務処理の機械化が一層促進された状況の下で、当該期間6年半にわたり収納事務処理の誤りが起きることは考えにくいこと、当該期間直後の16年2月から18年3月までの期間の保険料は、同年3月28日に過年度及び現年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 60 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 55 年*月頃、区役所で国民年金の加入手続きを行い、私が厚生年金保険適用事業所に就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付をしたとする申立人の母親から保険料の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 60 年 11 月頃に払い出されおり、当該払出時点で申立期間のうち 58 年 9 月以前の保険料は時効により納付することができないこと、申立人は、母親から渡されたとする国民年金手帳の記号番号のみが記載された年金手帳と厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳の 2 冊の年金手帳を所持し、このほかに年金手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12699 (事案 5006 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から58年12月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から58年12月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで

私は、昭和46年5月に会社を辞め、市役所で国民年金の加入手続を行ったが、生活が苦しく国民年金保険料を納付していなかった。その後転居した区の区役所から保険料納付の督促を受け、20歳からの未納期間の保険料を遡って納付することができると言われたので未納分の保険料を4分割して納付した。その後の保険料も納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人が居住していた区から2度目の督促を受けて保険料を納付したとする時期は、昭和53年7月からの第3回特例納付実施期間中とも考えられるが、申立人が納付したとする保険料額は、第3回特例納付で納付した場合の保険料額と大きく異なるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年6月頃に払い出されているが、当該払出時点で、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は昭和61年10月20日に当該期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるが、その後、当該保険料は時効期間経過後の納付を理由に同年11月6日に充当決議され、59年10月から同年12月までの期間の保険料に充当処理されたために未納期間となったもの

であり、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月23日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は会社を辞めた昭和46年5月に国民年金に加入し、20歳からの未納保険料を4分割して遡って納付した記憶は間違いなく、60年6月頃に国民年金に加入することはあり得ないとして再申立てを行っているが、申立人が申立期間当初に国民年金に加入し、申立期間の保険料を分割して遡って納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、申立人は現在所持する昭和60年6月頃に払い出された年金手帳については、転居後に国民年金の再加入手続に区役所に行った時に年金手帳を忘れたため、新たに交付を受けたものであり、以前の年金手帳と合わせてオレンジ色の年金手帳が2冊になったと説明しているが、オレンジ色の年金手帳が交付されたのは49年11月以降であり、46年5月に加入したとする当時の年金手帳の色とは相違していること、また、申立人は未納保険料を4分割して3年くらいにわたって納付したと説明しているが、第3回特例納付実施期間は2年間であったことなど、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から9年9月まで
私か私の両親は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、就職するまでの間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったのが自身か両親のいずれであったのかの記憶や、保険料の納付場所及び納付頻度等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、平成9年11月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されていること、申立期間当初の6年5月5日の国民年金被保険者資格の取得及び9年10月13日の同資格の喪失は17年4月4日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点までは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の母は、私が昭和36年8月に離婚した後に私の国民年金の加入手続を行い、私が再婚していた37年8月から39年6月までの期間以外の期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。再婚していた期間中は自分で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間のうち、再婚していた昭和37年8月から39年6月までの期間を除く期間については、申立人は、母親が国民年金の加入手続をして、申立人が渡した生活費の中から保険料を納付してくれていたと説明しているが、母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当該期間当時の状況が不明である。

また、申立人は、再婚していた期間について、自身で保険料を納付したと説明しているが、再婚後の国民年金の氏名変更手続及び38年6月に転居した際の住所変更手続に関する記憶が無い。

さらに、申立人は、離婚した昭和36年8月以降に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の41年1月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は自身が保険料を遡って納付した記憶や母親が保険料を遡って納付したと聞いた記憶が無いほか、申立人に申立期間同時に別の手帳記号番号が払い出されことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月から51年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてきていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金の第1号被保険者資格を取得した23年1月までは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったほか、申立人は母親から年金手帳を受け取った記憶は無いとしており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 60 年 3 月まで
私の国民年金の加入手続は私か私の両親が行い、申立期間の国民年金保険料は両親が遡ってまとめて納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、保険料の納付に関与しておらず、申立人が国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ってくれたと説明する両親のうち、母親は申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が定かでなく、父親から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 62 年 2 月に払い出されており、この払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は申立期間直後の 60 年 4 月 1 日であることが申立人が所持する年金手帳で確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であり、申立人は当該手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から同年10月までの期間及び9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から同年10月まで
② 平成9年3月

私の母は、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ってくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金への切替手続及び保険料の納付を行ってくれたとする母親は、国民年金への切替手続の時期及び場所並びに保険料の納付額は憶えていないとしているなど、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録」欄には申立期間の被保険者資格の得喪の記録が記載されておらず、申立人は当該手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明している。

2 申立期間①については、申立人の国民年金被保険者資格の取得日に関する記録が基礎年金番号が導入された平成9年1月までには無く、資格の喪失日が11年12月14日に記録が追加されたことがオンライン記録で確認できることから、9年1月以降に国民年金被保険者資格の得喪の記録が追加されたものと考えられ、この記録追加訂正時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、国民年金被保険者資格の得喪日が平成11年12月14日に記録が追加されたことがオンライン記録で確認でき、この追加訂正時

点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間、55年12月から62年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和55年12月から62年3月まで
③ 昭和62年10月から同年12月まで

私の母は、昭和48年10月頃に私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、母又は私が納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和48年10月頃に私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。」と主張している。しかし、申立人が所持する年金手帳における国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、63年10月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶が曖昧であり、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①及び申立期間②のうち55年12月から61年6月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②のうち昭和61年7月から62年3月までの期間及び申立期間③については、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、当該期間の保険料を過年度納付が可能であるものの、申立人は、「申立期間②及び③の保険料は、1か月ごとに納付していた。遡って納付したかは、はっきり憶^{おぼ}えていない。」と回答していることから、申立人は当該期間に係る過年度保険料の納付方法、納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を申立人と一緒に納付していたとする母親から、当時の事情を聴取することができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年6月までの期間、7年5月から8年3月までの期間、9年1月及び同年2月並びに10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から同年6月まで
② 平成7年5月から8年3月まで
③ 平成9年1月及び同年2月
④ 平成10年3月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②、③及び④当時に住所を定めていたA市の国民年金被保険者名簿によれば、当該期間に係る国民年金保険料の納付記録はいずれの期間においても未納とされていることが確認でき、これらの記録は、オンライン記録とも符合する。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の保険料の納付金額、納付時期、納付方法等に関する記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間①については、申立人が当該期間当時に加入していたA県国民年金基金では、申立人の当該期間に係る同基金の掛金は、国民年金保険料が未納であるため還付済みである旨を回答しており、当該期間の国民年金保険料が未納であることが確認できる。

申立期間②については、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続の記憶が曖昧である。

申立期間③については、当該期間直後の平成9年3月から同年5月までの期間の

保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の11年4月26日に過年度納付されていることが確認できる。このことから、当該期間は、この保険料の納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間④については、オンライン記録によれば、i) 当該期間直後の平成10年4月から11年3月までの期間の保険料は、10年5月の免除申請手続により申請免除とされていること、ii) 9年6月から当該期間直前の10年2月までの期間における保険料は、時効期限直前である11年7月から12年3月までの期間において毎月過年度納付されていること、iii) 12年4月以降は当該月の保険料が毎月現年度納付されていることがそれぞれ確認できることから、当該期間の保険料は、納付されなかったものとするのが自然である。

加えて、申立期間③及び④については、平成9年1月以降の基礎年金番号制度が導入された後の時期であり、年金記録の事務処理の電算化の進展により当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、当該期間の保険料の納付記録が漏れたり誤ったりするとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年5月までの期間、7年5月から同年9月までの期間、8年4月から9年3月までの期間及び10年7月から12年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から4年5月まで
② 平成7年5月から同年9月まで
③ 平成8年4月から9年3月まで
④ 平成10年7月から12年8月まで

私は、平成3年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、戸籍の附票によれば、当該期間中の平成4年3月にA区からB市へ住所を異動していることが確認できるが、申立人は、当該期間の国民年金保険料をA区又はB市のどの役所が発行した納付書により納付したのか、また、当該保険料の納付場所、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。なお、当該期間後の4年9月分の保険料は、オンライン記録によれば、6年8月に過年度納付されていることが確認できることから、当該期間は、当該保険料の納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。
- 2 申立期間②については、申立人は、「申立期間の保険料は平成9年4月に転職した会社に勤務していた頃に納付したと思う。」と述べているが、申立人は、保険料の納付場所、納付金額等の記憶が曖昧である。その上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、9年1月以降の基礎年金番号制度が導入された後の時期であり、年金記録の事務処理の電算化の進展により当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間の保険料の納付記録が漏れたり誤ったりするとは考え難い。

3 申立期間③及び④については、当該期間に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録は、オンライン記録によれば、平成 21 年 2 月 3 日に追加され未納期間として整備されていることが確認できる。このことから、当該期間は、当該記録が追加された時点より前においては、国民年金に加入していなかった期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。なお、申立期間④については、オンライン記録によれば、「未加入期間国年適用勧奨情報」として、申立人に対し 10 年 7 月 26 日を勧奨事象発生年月日とする国民年金への加入勧奨が行われ、13 年 8 月 23 日付けで、未適用者一覧表（最終）が作成されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から9年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から9年8月まで
私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を分割で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によれば、平成11年8月に付番されており、当該基礎年金番号の付番の時点より前に、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、当該基礎年金番号が記載された年金手帳を1冊所持しており、申立人の年金手帳を預かり、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、「娘（申立人）は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持したことはない。」と述べていることから、申立期間当時において、申立人に対し国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、8年3月から9年6月までの保険料は、当該基礎年金番号が付番された時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間直後の平成9年9月分の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の11年10月に過年度納付されていることが確認できる。このことから、申立期間は、当該保険料の過年度納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、「娘（申立人）の国民年金の加入手続は行っていないが、26万2,000円の納付書が突然送られてきた。当該納付書では保険料を納付していないが、この納付書が届く前に送られてきた納付書で、3回ぐらいに分けて申立期間の保険料を納付していた。」と述べているが、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成9年9月から11年3月まで

の期間の保険料が3回にわたり過年度納付されていることが確認できることから、申立人の母親が分割で納付したとする保険料は、当該過年度納付に係るものであったとも考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付してきたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付に関与していない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年2月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から5年2月まで
② 平成5年12月

私の母は、私が20歳になった平成4年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が20歳になった平成4年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、7年3月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、これまでに年金手帳を所持した記憶は無く、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①のうち、4年5月から5年1月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立期間のうち、5年2月の保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、過年度納付することが可能であるものの、後述のとおり、申立期間①の後の5年4月から申立期間②の直前の5年11月までの期間の保険料は時効期限直前に毎月過年度納付されていることなどから、時効により納付することができなかったものと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、「保険料は毎月定期的に払っていた。」と述べているが、申立期間①と申立期間②の間の平成5年4月から5年11月までの期間及び申立期間②直後の6年1月から7年3月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、7年5月から

9年4月までの間において大半が時効期限直前に過年度納付されていることが確認できる。その上、当該期間の保険料は、ほぼ1か月ごとに納付されているが、その納付日は、月初や月末など納付月により区々となっており、保険料の納付が無い月もみられることが確認できる。これらのことから、申立期間②の保険料は、時効により納付することができなかつたものとするのが自然である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付方法、納付時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から平成3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から平成3年7月まで

私は、平成元年10月頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、20歳となった昭和60年*月から加入手続をする前までの期間の国民年金保険料をまとめて遡って納付した。また、その後の申立期間の保険料は、A市役所において数か月単位で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が加入手続を行ったと主張する平成元年10月頃ではなく、6年12月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、別の手帳を所持した記憶は無いとしていることから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「平成元年10月頃に、20歳となった昭和60年*月から加入手続をする前までの期間の保険料をまとめて遡って納付した。」と主張しているが、申立期間のうち、60年10月から62年6月までの期間の保険料は、平成元年10月の時点においては、時効により納付することができない上、申立人が保険料をまとめて納付したとするA市役所においては、過年度保険料を納付することができない。また、申立人がまとめて納付したとする保険料の納付金額は、当時の保険料額と相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月及び同年 4 月並びに 44 年 7 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月及び同年 4 月
② 昭和 44 年 7 月から 50 年 9 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を母自身の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 51 年 7 月から 52 年 1 月頃までに払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号以外の番号が記載された年金手帳を所持した記憶が無いことなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間①及び申立期間②のうちの 44 年 7 月から 49 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間②当初の昭和 44 年 7 月に会社を退職しているが、申立人には厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無い上、オンライン記録によれば、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録は、平成 23 年 2 月に追加され未納期間として整備されていることが推認できる。これらのことから、当該期間は、当該記録が追加された時点より前においては、国民年金に加入していなかった期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付

に關与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたとする母親から当時の事情を聴取することができないため、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 58 年 12 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間を含むそれまで未納であった私の国民年金保険料を遡って一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間よりも後の昭和 61 年 1 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、「現在所持する年金手帳以外に年金手帳を所持していたことはない。」と述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、53 年 4 月から 58 年 9 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人に対して前述の手帳記号番号の払出し直後の昭和 61 年 2 月に過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立期間直後の 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できる。これらのことから、申立期間のうち、58 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、過年度納付することが可能であったが、当該期間の保険料は、当該過年度納付書が作成された時点においては、時効により納付することができず、当該過年度納付書により、時効期限直前の 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を遡って納付したと考えるのが自然である。なお、申立人は、「私の母は、私の未納であった保険料を遡って一括で納付した。」と述べているが、申立人の母親が保険料を一括で納付したとする期

間は、59年1月以降の期間であり、当該過年度納付書により納付されたものであるとも考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする母親から、当時の事情を聴取することができないため、申立期間の保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から48年3月まで
私の母は、昭和42年5月にA区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和42年5月にA区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。」と主張している。しかし、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録によれば、B区において48年4月頃に払い出されたものと推認できる。また、申立人は、当該年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶が無いことなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、42年5月から45年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和46年1月から48年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、保険料を過年度納付することが可能な期間であるものの、申立人は、「母から保険料をまとめて払ったと聞いたことはない。」と述べている。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続きを行い申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の事情を聴取することができないため、国民年金の加入手続き及び申立

期間の保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの期間及び同年6月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年3月まで
② 平成3年6月から4年3月まで

私の父は、平成3年3月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を一括で納付し、申立期間②の保険料を定期的に納付してくれていたはずである。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、20歳以上の学生が国民年金の強制加入被保険者とされた平成3年4月頃に、申立人の実家のあるA市において払い出されていることが推認できる。また、当該期間当時において、申立人の父親と同居していた母親は、現在申立人が所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無いとしていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持している前述の手帳記号番号が記載された年金手帳には、「初めて国民年金の被保険者となった日」として「平成3年4月1日」と記載されており、申立期間①は、オンライン記録においても国民年金の被保険者期間とされていないことが確認でき、当該期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立人は、父親が3年3月頃に私の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を一括で遡って納付したと説明しているものの、当該期間当時は申立人は学生であり、当該期間は国民年金の任意加入適用期間であるため、遡って保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、申立人は、「父が定期的に保険料を納付してくれていた。」と述べているが、オンライン記録によれば、申立人に対して平成6年3月に過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書の作成の時点においては、当該期間の一部の保険料は現年度納付されず未納であったものと推認できる。

また、申立人の父親が申立期間②の保険料を納付したとの主張について、申立人は、「詳細を聞くタイミングが無かった。」と回答し、申立人の母親は、「私は当時について記憶が確かではありません。」と回答しており、当該期間における保険料の納付頻度、納付金額等を確認することができない。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をしていたとする申立人の父親から当時の事情を聴取することができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年12月まで

私は、成人式に出席するため昭和44年1月に帰省した際、私の父から「国民年金保険料は、学生期間中は私が納付するから心配するな。」と言われた記憶がある。父は、几帳面な性格であったので郷里のA県B村で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、私の申立期間の保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、A県B村で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間の後の昭和56年4月頃にC区で払い出されていることが推認できる。また、A県B村の国民年金手帳記号番号払出簿により、43年12月から47年10月までの期間に係る申立人の氏名の有無を調査したが、申立人の氏名を確認することができないことなどから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立人は、「申立期間は学生であった。」と述べており、申立期間当時、学生の国民年金への加入は任意加入とされている上、申立期間は、オンライン記録によると、国民年金に加入していない期間として管理されている。これらのことを踏まえると、申立期間は、申立人が国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、昭和44年1月に帰省した際に父親から聞いたとする国民年金の話以外、国

民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付方法等の記憶が曖昧である上、申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付したとする父親から当時の事情を聴取できないため、申立期間の保険料の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 62 年 3 月まで

私の両親は、私が大学を中退した昭和 58 年 12 月に私の国民年金の加入手続きを行い、当該加入時点から私が 62 年 4 月に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によると、平成 16 年 1 月に厚生年金保険の記号番号に基づいて付番されていることが確認できる。また、申立人が現在所持する 2 冊の年金手帳のうち、オレンジ色の表紙の年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、国民年金の記号番号は併記されていない上、青色の表紙の年金手帳には、当該厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として記載されているなど、当該基礎年金番号の付番の時点より前に、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立期間は、オンライン記録によると、国民年金に加入していない期間として管理されている。これらのことから、申立期間は、申立人が国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、自身の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親から当時の事情を聴取することができないため、申立期間の保険料の納付状況等について確認することができない。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から52年3月まで

私は、昭和52年3月か同年4月頃、母と一緒に市役所に行って国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を遡って一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」として「昭和52年4月22日」と押印され、当該年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の最初の行には、「被保険者となった日」として「昭和52年4月22日」と押印され「被保険者の種別」として「任」の文字に○印が記載されていることが確認でき、これらの記録は、オンライン記録とも一致している。

また、申立人は、戸籍の附票によると、申立期間中の昭和51年12月*日に婚姻しており、申立人の夫は、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったため、申立期間のうち、申立人が婚姻をした51年12月から52年3月までの期間は、申立人の国民年金への加入は任意加入が適用される期間であることが確認できる。その上、当該期間は、オンライン記録によると、国民年金に加入していない期間として管理されている。なお、申立期間のうち、昭和51年8月から同年11月までの期間においても、オンライン記録によると、国民年金に加入していない期間として管理されていることが確認できる。

以上のことから、申立期間は、申立人が国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を遡って納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から57年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和59年6月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載された年金手帳3冊を所持しており、これらの手帳以外に別の年金手帳を所持した記憶は無いと説明していることから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立期間直後の57年4月から59年3月までの期間の保険料は、当該手帳記号番号が払い出された59年6月に一括して過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与していない上、申立人は、「申立期間の保険料は、母が納付していたと思うが、母は高齢であり、何十年も前の話であるため、詳しいことは覚えていない。」と述べていることから、申立人の母親から保険料の納付状況等について確認することができない。なお、申立人は、「母は、私を含めた兄弟3人分の保険料を一緒に納付してくれていたと思う。」と述べているが、オンライン記録によると、申立人の姉の手帳記号番号は昭和60年1月頃に、申立人の兄の手帳記号番号は58年10月頃にそれぞれ申立期間より後に払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、このほか、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで
私は、申立期間は無職であったため、国民年金保険料の免除申請を行ったはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「免除申請のはがきが届いたので、それを返送したと思う。」と述べており、オンライン記録によると、申立期間の直前である平成5年4月から6年3月までの期間及び申立期間後の8年4月から10年3月までの期間は、国民年金保険料の申請免除期間として記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「何年頃に免除申請をしたのか、よく覚えていない。」と述べているなど、免除申請のはがきを受領した時期及び回数並びに当該はがきを返送した回数等の記憶が曖昧である上、保険料の免除申請の対象となる期間及び申請を行った時期等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、戸籍の附票によると、平成2年12月から7年3月までの期間において、申立人の母親及び妹と同じ住所であることが確認でき、母親の保険料の納付記録は、オンライン記録によると、4年4月から5年3月までの期間は未納、同年4月から6年3月までの期間は申請免除、同年4月から7年3月までは未納とされ、申立人の納付記録と一致（申立人の母親については、6年1月から同年3月の保険料は後に追納されている点は相違）していることが確認できることから、申立期間の保険料は母親の納付記録と同様に未納であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、昭和47年3月に大学を卒業し、その翌月に私の母に連れられて家の向かいにあるA区役所B出張所で国民年金の加入手続を行った。母は、同出張所において、毎月、申立期間の保険料を自身の分と私の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和56年1月9日に払い出されていることが確認でき、申立人は、戸籍の附票によると、20歳前から現在に至るまで同区に住所を定めていることが確認できる。これらのことから、同一区において同一人に対し手帳記号番号が複数回払い出されることは考え難く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。以上のことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、A区の年度別納付状況リストによると、申立期間の納付記録は未納となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、申立人は、「申立期間直後の未加入期間について、自分で国民年金の資格喪失手続を行った記憶は無い。」と述べているが、申立人が所持している国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」の欄には「被保険者でなくなった日」として「昭和49年4月1日」と記載されていることが確認でき、オンライン記録と符合している。このことについては、申立人が昭和48年3月に婚姻し、その夫が49年4月1日から共済組合に加入したため、申立人の国民年金への加入が任意加入となったものであり、申立人は同年同月同日において、国民年金の被保険者資格を喪失したも

のと考えられる。また、申立期間に係る被保険者資格は、当該年金手帳の記載状況を踏まえると、前述の手帳記号番号が払い出された 56 年 1 月に追加されたものと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月10日から42年7月21日まで
② 昭和42年9月21日から42年12月19日まで
③ 昭和43年1月18日から同年6月26日まで
④ 昭和43年6月27日から同年8月6日まで
⑤ 昭和43年10月1日から47年4月20日まで

60歳で年金受給の手続をしたときに、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。申立期間の前に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶が有るが、申立期間⑤に勤務したB社の退職時には、会社から脱退手当金についての説明は無く、受給をした記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間⑤に勤務したB社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和47年4月20日の前後の各1年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する3名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む2名に支給記録が確認でき、2名共に厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月以内に支給決定がなされている上、申立人ではない支給記録の有る者は、「退職時に脱退手当金の説明を受け、会社が請求手続をしてくれて、受給した。」と供述していることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性を否定できない。

また、上記B社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和47年7月28日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人は、申立期間前の 40 か月の厚生年金保険被保険者期間については、既に脱退手当金を受給したことを認めており、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 24 日から 35 年 1 月 29 日まで
② 昭和 36 年 8 月 16 日から 38 年 12 月 16 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 1 日から 41 年 1 月 26 日まで

年金記録の通知を見て、申立期間①と申立期間②及び③について、それぞれに脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかしながら、脱退手当金を 2 回とも受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る脱退手当金については、申立人が申立期間①に勤務したA社は、「会社を退職する者に対しては、経理担当者が脱退手当金の説明をした上で、その受給を希望するものには手続を会社が代理で行い、脱退手当金として退職者に現金で渡していた。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 1 月 29 日の前後の各 2 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 11 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 名に支給記録が確認でき、10 名共に厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者 3 名は、「会社が請求手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続が行われており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 35 年 2 月 26 日に支給決定されているな

ど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間①に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③に係る脱退手当金については、申立人が申立期間③に勤務したB店に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和41年9月30日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人には、上記1で記載したとおり、申立期間①に係る脱退手当金の支給記録があることを踏まえると、申立人が申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間②及び③に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 21 日から 34 年 7 月 21 日まで
② 昭和 34 年 7 月 27 日から 35 年 10 月 4 日まで
③ 昭和 35 年 10 月 11 日から 38 年 2 月 21 日まで
④ 昭和 38 年 3 月 4 日から 40 年 10 月 1 日まで

平成 23 年 5 月 6 日に、A 年金事務所で年金相談を受けたときに、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。申立期間④に勤務した B 社を結婚と同時に退職したが、同社では勤続年数も短く退職金をもらっておらず、脱退手当金の説明も無かったし、受け取った認識も無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間④に勤務した B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 10 月 1 日の前後の各 2 年以内に資格喪失した者（健保番号 3000 から 4000 までの者）であって、脱退手当金の受給資格を有する 69 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、31 名に支給記録が確認でき、そのうち 27 名の者について資格喪失日から 7 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録のある者のうち連絡の取れた従業員 4 名は、「会社が脱退手当金の請求手続きをしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続きが行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、上記 B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 1 月 26 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から24年3月1日まで
平成19年に、年金記録を確認したところ、申立期間に勤務したA社B工場の被保険者期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、同社を退職したときは、脱退手当金のことを知らず、請求手続も、受給も一切知らないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に勤務したA社B工場を退職後の昭和24年4月14日に申立期間に係る脱退手当金が支給されている記録があるところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、当該オンライン記録と一致する脱退手当金の支給対象期間、支給金額及び支給年月日が記録されているとともに、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である24年3月1日から約1か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務したC社D工場の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間とは、それぞれ別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人自身も、「同工場では、厚生年金保険に加入していることは、知らなかった。」旨供述していることなどから、当該未請求の期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から41年7月31日まで
昭和62年11月に、区役所で年金記録の照会をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有るとの回答をもらった。最近になってから年金事務所で年金記録を確認したら、やはり申立期間について脱退手当金の支給記録が有るとの回答であった。
しかし、私は、脱退手当金については、請求及び受給をしたことは無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和41年11月25日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年7月31日の前後約1か月以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格を有する76名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、71名に支給記録が確認できる上、同一日又は同一月に資格喪失し、同一日に支給決定されている者が申立人を含み17組59名おり、当該支給決定記録のある複数の同僚は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることなどを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年11月25日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給した記憶が無

いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月25日から26年11月10日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で勤務していた複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び複数の元従業員の供述から、申立人と同職種であったとされる複数の元従業員においても、申立人と同様、昭和24年2月25日から26年11月10日までに被保険者記録の空白期間があることが確認できる。なお、被保険者記録に空白期間がある当該従業員は、いずれも死亡又は所在不明のため、当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和22年7月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24年2月25日に被保険者資格を喪失、26年11月10日に被保険者資格を再取得しており、当該記録は上記被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社の元代表者の親族は、「元代表者は平成6年に他界し同社は既に廃業している。当時の資料は保管されていないので、詳しいことは分からない。」旨供述している上、複数の元従業員から、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで

A社で勤務した申立期間②における標準報酬月額の相違につき第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間②の保険料控除を確認できる資料が無い等の理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、同期入社と同僚二人との「標準報酬月額の月別状況比較表」を提出し、それを含めて、申立期間②における随時改定の時期及び標準報酬月額の変動状況の疑念について検証を求めているにもかかわらず、申立てに沿った説明が無く納得ができない。自身がA社で被保険者資格を取得した時期から当初の申立期間までの申立期間①を含めて、標準報酬月額の推移を検証の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、前回、申立人は、「A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、毎年、右肩上がりの月額となるはずにもかかわらず、下がっている期間が存在する。給与明細書等はないが、同僚二人との標準報酬月額の月別状況比較表を提出するので、調査してほしい。」旨申し立てている。

しかしながら、当該申立てについて、A社は、「申立期間②当時の報酬月額や保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保管していない。」と回答し、また、申立人は給与明細書等を保有しておらず、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除された厚生年金保険料額について確認することができないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②について、「標準報酬月額の推移を検証し、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、申立期間①については、A社は、申立期間②と同様に、「申立期間①当時の保険料控除を確認できる賃金台帳及び届書等を保管していない。」と回答し、また、申立人及び同僚も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張を確認することができない。

また、申立期間②については、申立人の報酬額及び保険料控除額を確認できる新たな資料及び情報は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 21 日から 43 年 2 月 1 日まで
A 社 (後に、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 41 年 5 月 4 日に取得し、42 年 2 月 21 日に喪失した後、43 年 2 月 1 日に再度資格を取得しているが、申立期間の加入記録は無い。

また、B 社は既に解散しており、A 社の当時の事業主及び社会保険担当者は死亡していることから、申立人の申立期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間前又は申立期間中に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況等について照会したところ、申立人を記憶している者は一人もおらず、申立人が名前を挙げた同僚も、「申立人を覚えていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務状況等について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間当時の給与明細書等の資料を保持していないため、給与からの厚生年金保険料控除を確認することができない。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和 41 年 5 月 4 日に被保険者資格を取得し、42 年 2 月 20 日に喪失していることが確認でき、申立期間における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 9 日から 45 年 10 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）での給料は、仕事の出来高により、毎月違った金額が支払われていたが、入社当初の標準報酬月額は低いものとなっている。当時としては、給料が良く入社した会社だったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。また、B 社に照会したところ、「申立期間における資料が残っておらず、保険料控除については不明である。しかし、同時期に入社した者の入社時の標準報酬月額は同額であったと思われる。」と回答している。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立期間の始期と同時期（昭和 44 年 6 月及び同年 7 月）に同社において被保険者資格を取得している女性従業員は申立人を含めて 22 人であることが確認でき、これらの従業員の資格取得時における標準報酬月額はいずれも申立人と同額（2 万 6,000 円）である上、標準報酬月額の遡った訂正処理等、不自然な点は見当たらない。

さらに、上記従業員のうち、複数の従業員は、「A 社での業務は着物の染色であった。入社当時の基本給は覚えていないが、出来高に応じて給与が支払われていた。」と回答している。

なお、申立人が主張する出来高が反映される標準報酬月額は、申立人の入社後初めての改定時期である昭和 45 年 10 月からである。

加えて、申立人及び上記従業員は、申立期間当時の給料明細書等、保険料控除を確認できる資料を有していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 48 年 10 月 29 日から 59 年 4 月 9 日までの期間において、A 社、B 社及び C 社の 3 社に勤務したが、給与は全て B 社から支給されており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているのはおかしい。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において B 社で勤務し、給与も同社から支給されていたと主張している。

しかしながら、B 社の人事担当者は、「申立人の被保険者資格喪失手続は昭和 58 年 2 月 21 日付けで行った。」旨供述しており、さらに、同社の給与管理者は、「退職後の申立人に対して給与は支給していない。」旨回答している。

一方、申立人に係る雇用保険の記録によると、昭和 58 年 2 月 20 日に B 社を離職し、同年 2 月 21 日から 59 年 4 月 9 日までの期間においては C 社での加入記録があり、申立期間は C 社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 58 年 9 月 1 日であり、同社は申立期間に適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C 社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成 10 年 3 月 * 日に解散しており、厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、申立人は申立期間の給与について「B 社から支給されていた。」旨供述しているが、申立期間当時、C 社で事務を担当していた従業員は、「申立人も C 社で勤務していた。申立人が同社に勤務していた期間の給与は同社から支給していたが、申立期間の保険料控除については分からない。」旨供述しており、保険料控除について確認する

ことができない。

加えて、申立期間中にC社における勤務が確認できる従業員のうち一人は、同社の新規適用日である昭和 58 年 9 月 1 日以前の厚生年金保険の空白期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①、申立期間②のうち昭和44年11月1日から同年12月25日までの期間及び申立期間③のうち45年2月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間②のうち昭和44年8月25日から同年11月1日までの期間、申立期間③のうち44年12月26日から45年2月1日までの期間及び申立期間④について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から44年8月11日まで
② 昭和44年8月25日から同年12月25日まで
③ 昭和44年12月26日から45年10月1日まで
④ 平成10年7月22日から同年11月30日まで

A社で勤務した申立期間①、B社で勤務した申立期間②の一部及びC社（現在は、D社）E支社で勤務した申立期間③の一部の標準報酬月額が低い記録になっているので、正しい記録に訂正してほしい。

また、B社で勤務した申立期間②の一部、C社E支社で勤務した申立期間③の一部及びF社で勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①のうち、昭和 44 年 1 月から同年 7 月までについては、申立人から提出された A 社に係る申立人の退職時の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんを行わない。

次に、申立期間①のうち、上記期間を除く昭和 41 年 4 月から 43 年 12 月までの標準報酬月額について、既に A 社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同じ日に被保険者資格を取得したことが確認でき、所在が判明した 11 人の従業員に当時の給与明細書等の保管状況について照会したが、回答を得た 9 人全員が給与明細書等を保管しておらず、当該期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

一方、オンライン記録によると、申立人の昭和 41 年 4 月の資格取得時の標準報酬月額は 2 万 4,000 円、同年 10 月の定時決定時の標準報酬月額が 2 万 8,000 円と記録されているところ、A 社に係る上記被保険者名簿により、申立人と同じ 41 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 28 人のうち、申立人と同年代の 3 人の資格取得時の標準報酬月額は申立人と同額の 2 万 4,000 円となっており、同年 10 月の標準報酬月額の定時決定時に、申立人と同様に 2 万 8,000 円と記録されている者が一人いることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の妥当性がうかがえる。

なお、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われた等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②のうち、昭和 44 年 8 月 25 日から同年 11 月 1 日までの期間について、B 社は、55 年 2 月 24 日に適用事業所でなくなっており、また、事業主も所在不明であることから、当該期間当時の申立人の勤務実態や保険料控除等について照会できないが、当時の従業員の供述により、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社に係る事業所別被保険者名簿により申立人と同じ時期に被保険者資格を取得したことが確認でき、所在が判明した従業員に、厚生年金保険の加入時期について照会したところ、複数の従業員が、入社して 1 か月から 6 か月経過後だった旨回答している。

以上のことから、当時、B 社では、一定期間の試用期間があり、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②のうち、昭和44年11月1日から同年12月25日までの期間について、B社は55年2月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により申立人と同じ時期に被保険者資格を取得したことが確認でき、所在が判明した5人の従業員に当時の給与明細書等の保管状況について照会したが、全員が給与明細書等を保管しておらず、当該期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われた等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③のうち、昭和44年12月26日から45年2月1日までの期間について、当時の従業員の供述により、申立人がC社E支社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、「申立人の在籍を確認できる資料が無い。申立期間③当時、営業職員の厚生年金保険の加入時期は、3か月程度の見習期間が終了し、正社員になった時点だった。」旨回答している。

また、C社E支社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間③内に資格を取得したことが確認でき、所在が判明した7人の従業員に厚生年金保険の加入時期を照会したところ、3人の従業員が、「入社して一定期間経過後に加入した。」旨回答している。

以上のことから、当時、C社では、営業職員は約3か月の試用期間があり、必ずしも、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間③のうち、昭和44年12月26日から45年2月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間③のうち、昭和45年2月1日から同年10月1日までの期間について

て、D社は、「当該期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない。」旨回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、C社E支社に係る上記被保険者名簿により、申立人と同じ時期に被保険者資格を取得したことが確認でき、所在が判明した7人の従業員に当時の給与明細書等の保管状況について照会したが、回答のあった5人全員が給与明細書等を保管しておらず、当該期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

一方、オンライン記録によると、申立人の昭和45年2月の資格取得時の標準報酬月額が2万円と記録されているところ、C社E支社に係る上記被保険者名簿により、申立人と同じ時期に被保険者資格を取得した24人のうち、申立人と同世代の3人の資格取得時の標準報酬月額は申立人と同額の2万円であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の妥当性がうかがえる。

なお、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われた等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間④について、雇用保険の記録により、当該期間のうち平成10年8月3日から同年10月8日までの期間について、申立人がF社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、F社は、平成18年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人が姓のみ記憶している同僚の氏名は、F社に係るオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）に見当たらない。

さらに、F社で申立期間④当時に被保険者記録が確認できる32人の従業員のうち所在が判明した28人に申立人の勤務状況等について照会したところ、申立人を記憶している者はおらず、そのうちの一人は、「申立人は当初2年契約で嘱託として採用した約30人のうちの一人だと思う。申立期間④は研修期間であり、社会保険には加入させていなかったと思う。」旨回答している。

加えて、申立人は、申立期間④について国民年金保険料の免除申請がされていること及び申立期間④が含まれる平成9年3月1日から11年1月5日までの期間において、国民健康保険の加入記録が確認できる。

また、F社に係るオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）には、申立期間④において欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 12 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間のうち、昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 10 月 1 日までについて厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。また、50 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までについては、厚生年金保険の標準報酬月額が急に高くなっている。当時の給与明細書及び源泉徴収票は保有していないが、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 43 年 4 月 1 日に入社した 184 人の従業員のうち申立期間において被保険者記録を有している 76 人の標準報酬月額について調査したところ、申立期間のうち 48 年 10 月 1 日から 49 年 10 月 1 までの標準報酬月額が、48 年 10 月 1 日以前と同額の者は一人で、他の 75 人は同年 10 月 1 日以前に比べ申立人と同様に低くなっていることが確認できる。

また、B社の人事部担当者は、「合併前の資料のため、当時の資料は社員カード（人事資料）だけしか残っていないので、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは分からない。申立人の申立期間の標準報酬月額が変動している理由が分からない。」旨供述しているところ、申立人と同時期にA社に入社した同僚は、「報酬月額が低くなった時期については、明確に記憶していないが、私も標準報酬月額が大幅に低くなっており、社員仲間もこの時期に標準報酬月額が低くなっているので、昭和 48 年 10 月 1 日からの時期と思われる。また、報酬月額が一旦低くなった後は、順調に高くなっていった記憶はあるが、いつ、どれだけ高くなったのかは覚えていない。」旨供述している。

さらに、申立人は申立期間における給与明細書及び源泉徴収票を保有しておらず、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除が確認できない。

加えて、上記の 76 人のうち、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されている被保険者氏名欄の前後の欄に氏名が記載されている 23 人を抽出し、給与明細書の有無について照会したところ、19 人から回答があったものの、給与明細書を保有している者はおらず、当時の厚生年金保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から60年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和59年10月1日から60年10月1日までの標準報酬月額の記録が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。入社以来毎年昇給しており、申立期間における大幅なダウンは納得がいかず、あり得ないことだ。

当時は、長男が大学在学中のため、その標準報酬月額だと転職の道を選んでいたと思うので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和58年10月の定時決定では19万円であるにもかかわらず、1年後の59年10月の定時決定では11万円に減額されていることから、減額されていないことを証明できる給与明細書等はないものの、給与が毎年昇給していた時期に考えられないとして申し立てている。

しかし、A社では、申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料控除額が分かる給与関係の資料を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が被保険者資格を取得した昭和55年までに被保険者資格を取得し、申立期間及びその前後の期間に標準報酬月額が前の期間より減額されている従業員に、当時の会社における厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、回答のあった15人は、「当時の取扱いは不明であり、給与明細書も保有していない。」としており、申立人と同様に大幅に減額されている一人からは回答が得られないことから、報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社において申立期間当時に経理を担当していたとする従業員に照会したところ、「申立人についての給与を担当したか記憶に無い。」としていることから、報酬

月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和58年度から60年度までの随時改定及び定時決定において、標準報酬月額が前の期間より下がっている従業員が申立人以外に延べ54人おり、このうち6万円以上の減額となっている従業員が5人みられる。A社は、標準報酬月額が前の期間より下がった理由について、「5人のうち二人は60歳定年による4月からの契約変更によるものであり、一人については、現場における機械調整のため、日給制で、出張の多寡により算定が上下しても不思議ではなく、残りの二人については、下がった理由は不明である。」旨回答している。

また、A社の厚生年金保険の業務を受託していた社会保険労務士事務所の担当者は、「申立期間当時の記録は無く、当時の担当者もいないため不明である。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の標準報酬月額の記載内容に遡及訂正などの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されており、健康保険の被保険者証もあった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社の元従業員は、「申立人は、自分が入社した昭和 49 年 2 月 1 日には既に勤務していたことは確かであるが、具体的にいつ入社したかは分からない。申立人は、A社のB市の工場に正社員として勤務し、営業・配達をしていた。」旨回答していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、A社は昭和 49 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社が加入していたとするC健康保険組合に照会したところ、「A社は昭和 49 年 2 月 1 日付けで当組合に加入し、54 年 12 月 29 日に適用事業所でなくなっている。」との回答があり、C健康保険組合の担当者は、「従業員の各々の記録は、既に廃棄されており、分からない。」と供述している。

さらに、A社は、昭和 54 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿においても同年 12 月*日付けで解散している上、元事業主からも回答が得られず、厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社の新規適用日に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員二人は、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料を有していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22350 (事案 1508、8966 及び 15468 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から25年11月1日まで
② 昭和27年8月1日から30年1月1日まで

申立期間①については、A社において厚生年金保険の加入記録がある昭和25年11月1日より前の22年又は23年頃から、A社又はB社に勤務しており、その勤務した期間について、平成21年4月と22年7月の二度にわたって記録を訂正してほしい旨の申立てを行ったが、認められなかった。

申立期間②については、A社において、厚生年金保険の資格喪失日である昭和27年5月15日より後の29年末まで勤務していたので、その勤務した期間について、平成20年3月に記録を訂正してほしい旨の申立てを行ったが、昭和27年5月15日から同年8月1日までの3か月間しか認められず、また、平成21年4月には、認められた当該3か月間を除く、申立期間②について、再申立てを行ったが、これも認められなかった。

しかし、日本年金機構の記録については、B社に勤務していた自分の叔父の名前がB社の被保険者名簿から漏れていること、所在地の異なるB社とA社が同じ住所になっていること、A社の代表者名が疑問であること等、不自然な記録であり、自分の記録も間違っていると思うので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る平成21年の申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等から、申立期間①のうち、昭和25年6月20日以前の期間については、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないこと、ii) 申立人と同時期に勤務していた同僚の厚生年金保険の資格取得日は、同年10月1日であることが確認できることから、A社は必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていないことがうかがわれること、iii) A社の前身の事業所であり、申立人が申立期間①

に勤務したとするB社については、申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和23年頃から25年頃までB社に勤務していたことが推認できるが、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人や申立人が名前を挙げた複数の同僚の名前は確認できないほか、申立人と同じ13歳で厚生年金保険の資格を取得しているものは見当たらないことから、B社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしておらず、また、加入者も相当期間経過後に加入させていたことがうかがえること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、当該期間に係る年金記録の訂正は必要でないとする平成22年5月12日付けの通知が行われている。

その後、申立人は、社会保険事務所（当時）の記録は信用できないとして、申立期間①を含む昭和22年頃から24年頃までの期間について、B社において一緒に勤務していた同僚の名前を新たに挙げて、その者たちと一緒に勤務していたのだから、申立期間①についても被保険者として認めてほしいと平成22年に再度申立てを行っているが、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、当該同僚の名前は確認できないこと、社会保険事務所の記録に不自然なところは見当たらないこと等を理由として、当該期間の訂正は必要でないとする平成23年3月9日付けの通知が行われている。

- 2 申立期間②に係る平成20年の申立てについては、昭和27年8月1日以降の期間は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の資料から、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、社会保険事務所の記録は、信用できないとして、申立期間②について、新たにA社で一緒に勤務していたとする同僚の名前を挙げて、その者に自分が当該期間に勤務していたことを確認して被保険者であったことを認めてほしいと、平成21年4月に再度申立てをしているが、当該同僚を含む従業員に照会したところ、回答のあった従業員は、申立人の申立期間における勤務について記憶しておらず、申立てに係る新たな事実は確認できないとして、平成22年5月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 今回、申立人は、当委員会の上記決定に納得できない理由として、B社及びA社の被保険者名簿の記録について、申立期間①当時にB社に勤務していた自分の叔父の名前が漏れていること、B社は約1キロメートルくらい離れていたのに同じ住所になっていること及びA社の代表者は自分より後に運転手として入社した者の名前になっているので間違っていること等を挙げて、記録の内容が不自然であるから自分の記録も間違っていると再度申し立てている。

しかしながら、申立人の叔父のB社における厚生年金保険被保険者記録については、当該叔父がB社に勤務していたことが確認できない上、B社は、上記のとおり従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことから、当該叔父の名前がB社の被保険者名簿に見当たらないとしても不自然ではない。

また、B社及びA社の所在地については、C区役所等の関係機関及び両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録があつて連絡の取れる複数の従業員へ照会したが、両社の所在地が異なることは確認できなかった。

さらに、A社の代表者については、A社に被保険者記録があつて連絡が取れる複数の従業員に照会したが、A社の被保険者名簿にある代表者名が間違っているとす者はいなかった。

このほか、当委員会の上記決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から51年5月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうちの申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、昭和51年4月30日までA社に勤務したと申し立てている。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の記録では、離職日が昭和49年9月30日となっており、また、同社が加入しているC健康保険組合から提出のあった同組合の加入員記録では、申立人の資格喪失日が同年10月1日となっており(同年11月5日に、健康保険証を同組合に返納した記録もある。)、いずれも厚生年金保険の資格喪失日の記録と符合していることから、同社がこれらの資格喪失の届出を行ったことが認められる。

また、B社の現在の事業主は、「当時の人事関係書類が無く、申立人の申立期間の在籍が確認できない。」と供述している上、申立人がA社における同僚を記憶していないため、同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間において被保険者記録がある者を抽出して照会したところ、3人から回答があったが、いずれも、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について不明であるとしていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月1日から38年12月29日まで
② 昭和39年1月7日から40年11月10日まで

平成22年9月に、まだら確認ハガキを見て、申立期間前の昭和30年10月から35年9月までの期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知り、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしいと第三者委員会に申立てを行ったが、平成23年7月に認められないとする通知を受けた。この申立てに係る第三者委員会の調査の過程において、申立期間について被保険者記録が見つかったものの、申立期間も脱退手当金の支給記録が有ることが分かった。しかし、申立期間に係る脱退手当金については、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和41年3月15日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②において勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である40年11月10日の前後各5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む18人中10人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む10人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた一人は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上

の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、前の同社C支社のときの標準報酬月額に比べて低額であることが分かった。しかし、同社勤務中は給与が下がった記憶は無く、また、同社B支社を離職後に勤務したD社の採用面接時に、「給与については、前の会社でもらっていた金額と同額でお願いします。」と言われたことを覚えているが、D社における標準報酬月額は申立期間前のA社C支社に勤務していた期間の金額と同じであり、納得できない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社B支社における標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿の記録では、申立期間前に勤務したA社C支社における標準報酬月額に比べ2,000円少なく、また、同社B支社離職後に勤務した、D社における標準報酬月額よりも2,000円少ないことが確認できる。

このようにA社B支社における申立期間の標準報酬月額が減額されていることについて、同社は、「当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。ただし、一般的には、転勤で勤務地が変わることにより、通勤手当や勤務内容なども変わることがあるので、その場合には、標準報酬月額が下がることもある。」と回答している。

これについては、A社C支社及び同社B支社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が、転勤により両支社においてそれぞれ資格取得した日の前後各5年の期間に、転勤により両支社で資格取得した女性従業員について、標準報酬月額の変化を調べたところ、転勤前と変動があったのは12名で、そのうち申立人を含む6名の標準報酬月額が転勤に伴い減額されている上、当該減額が確認できる従業員のうち、回答が得られた

者は、「転勤により標準報酬月額が変動しているのは、通勤手当の減額が原因だと思う。」と回答していることから確認できる。

また、上記被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 19 日から同年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便を見て、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことを初めて知った。A社B支店には昭和 41 年 3 月 31 日まで勤務し、同日付けで退職したので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社B支店に継続して勤務していたと申し立てている。しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人のA社における離職日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日と同じ昭和 41 年 3 月 19 日であることが確認できる。

そして、申立人が、自分が退職したときにまだ在籍していた同僚として名前を挙げた者は、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和 41 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、少なくとも同年 3 月 30 日までに同社を退職していたものと考えられる。

また、A社の業務を継承するC社では、申立人に係る人事記録や社会保険関係資料等が残っておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認することができないと回答している。

さらに、申立人が名前を記憶している当時の上司や同僚からは、申立人の申立期間における勤務や保険料控除について回答が得られなかったため、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、6名が申立人を記憶しているものの、いずれも申立人の退職時期については記憶していないとしており、当該従業員から申立期間における申立人の勤務を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から 50 年 2 月 21 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時の複数の従業員の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主は所在が不明であり、申立期間当時の取締役及び社会保険事務の担当者に照会したが回答は無く、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の申立期間当時の複数の従業員は、同社では厚生年金保険に加入するかしないかの選択があったと思うと供述していることから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和 43 年 4 月 21 日から 45 年 3 月 21 日まで、50 年 11 月 10 日から 56 年 6 月 21 日まで及び 59 年 9 月 10 日から 61 年 7 月 21 日までにおいて厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるところ、同社が加入していたB厚生年金基金の加入記録も同様になっており、当該基金においても申立人の申立期間における加入記録は無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 8 月 1 日から 49 年 1 月 1 日までは国民年金に加入し、その保険料は申請により免除となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月から 15 年 7 月まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 5 年 4 月から 6 年 10 月までの期間について、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、53 万円と記録されていたところ、7 年 3 月 7 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間及び上記減額訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、複数の元従業員は、申立人は社会保険事務の権限を有しており、社会保険事務所(当時)と応対していたと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、平成 5 年 4 月から 6 年 10 月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成 6 年 11 月から 15 年 7 月までの期間について、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、6 年 11 月から 12 年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月から 15 年 7 月までは 9 万 8,000 円と記録されているが、当該期間における標準報酬月額の定時決定に係る社会保険事務所の処理に、遡及訂正等の不合理な点は見当たらない。

また、申立人から提出された平成 8 年分から 14 年分までの所得税源泉徴収簿に記載

されている社会保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出される保険料控除額より高額であるが、毎月の総支給金額に見合う標準報酬月額から算出した社会保険料額には大幅に不足しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

さらに、A社に係る滞納処分票及び厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書によると、同社が平成9年10月分から厚生年金保険料を滞納していることが確認でき、当該滞納処分票には、申立人が滞納保険料の納付について社会保険事務所と応対していたことが記載されている上、元従業員は、申立人が保険料納付の督促等で社会保険事務所と応対していたと供述している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、申立人はA社の代表取締役として、厚生年金保険料の控除及び納付について知り得る立場であり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していると認められることから、当該期間においては、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 40 年 7 月まで
② 昭和 40 年 10 月から 41 年 6 月まで
③ 昭和 44 年 11 月から 45 年 7 月まで
④ 昭和 45 年 10 月から 46 年 6 月まで
⑤ 昭和 51 年 10 月から 52 年 6 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑤までの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑤までの標準報酬月額について、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている標準報酬月額を上回る月もあるが、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、当該被保険者名簿に記載されている標準報酬月額と一致又は下回ることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月から 19 年 3 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、育児休業終了後の短時間勤務時の標準報酬月額のみであり、実際に支払われていた報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しており、「3歳未満の子を養育する被保険者の年金額算定上の標準報酬月額の特例措置」（以下「養育特例」という。）の適用を受けることができる期間でもあるため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社から提出された申立人に係る個人別年間支払明細書及び申立人から提出された給与支給明細書によると、申立期間に支払われている報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額ではあるものの、控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時に養育特例の適用を受けるための要件を満たしていたと推認できるものの、この養育特例を受けるには、被保険者（申立人）が「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」に当該子の生年月日及び当該子と被保険者との身分関係を明らかにできる書類（市町村長の証明書又は戸籍抄本）並びに被保険者が当該子を養育することとなった日を証する書類（住民票など）を添付して、被保険者にあつては事業主経由で、社会保険事務所（当時）に提出する必要がある。

しかしながら、i) 申立人は、A社に養育特例の適用を受けるための申出を行っていないと供述していること、ii) 同社も、申立人に係る「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を社会保険事務所に提出したか否かは不明であると回答していること、iii) 年金事務所では、申立人に係る当該特例申出書は提出されておらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、育児休業終了後の勤務時間短縮による給与支給額減少に伴

う同社からの報酬月額変更届により処理されたものであると回答していることから、社会保険事務所に対する申立人に係る当該特例申出書の提出は無かったものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 12 月 15 日から 20 年 3 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 12 月 26 日から 41 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 47 年 1 月 13 日から 48 年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A法人に勤務していた期間のうちの申立期間①、B社に勤務していた期間のうちの申立期間②、B社又はC社に勤務していた期間のうちの申立期間③、C社に勤務していた期間のうちの申立期間④並びにD組合に勤務していた期間のうちの申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間も確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、昭和 20 年 3 月 1 日から 21 年 12 月 31 日までA法人で厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立人は、19 年 12 月 15 日から同法人に勤務していたと主張している。

しかしながら、A法人の申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、同法人を引き継ぐD組合には、A法人に係る資料は保管されておらず、当時の複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A法人が加入していたE健康保険組合に係る被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 20 年 3 月 1 日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

申立期間②について、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和 38 年 11 月 1 日となっているが、申立人は、同年 10 月 1 日から同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は所在が不明であり、当時の複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間②に勤務していたことを記憶している者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、当該期間にB社が倒産したものの、その後設立されたC社に継続して勤務していたと主張しており、複数の従業員の供述から期間は特定できないが、申立人はB社及びC社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、B社は昭和40年12月26日に適用事業所ではなくなっており、C社が適用事業所となったのは41年3月1日であることから、申立期間③においていずれの事業所も適用事業所となっていない。

また、B社の当時の事業主及びC社の当時の事業主は所在が不明であり、申立人と同日にB社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C社で被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はいるものの、いずれも申立人の申立期間③について、それぞれの事業所における勤務状況についての明確な記憶は無く、厚生年金保険料の控除についても確認することができない。

申立期間④について、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和47年1月13日となっているが、申立人は、48年4月30日まで同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、C社は昭和47年1月13日に適用事業所ではなくなっており、申立期間④において同社は適用事業所とはなっていない。

また、C社の当時の事業主は所在が不明であり、上記被保険者名簿により複数の従業員に照会したが、申立人を記憶しているものの、いずれも申立人の申立期間④における勤務実態についての明確な記憶は無く、厚生年金保険料の控除についても確認することができない。

申立期間⑤について、D組合に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和48年5月1日から59年4月1日まで厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるが、申立人は、同組合の定年年令である60歳ではあったが、上司から後任が決まるまで勤務してほしいと言われ、同年4月30日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、上記の上司は、申立人を記憶していたものの、申立人にそのような話をしたかどうかについては記憶していないと供述しており、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、D組合は、申立人に係る資料は保管されていないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のD組合の離職日は昭和59年3月31日となっており、上記被保険者名簿の資格喪失日と符合している上、申立人に係る雇用保険受給資格者証によると、申立人が同年4月4日に職業安定所へ求職の申込みをして

いることが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22363 (事案 460 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 47 年 7 月 25 日まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、記録訂正は必要でないとの通知を受けた。しかし、勤務したことは確かであり、事業主の氏名が判明したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人は当該事業所での雇用保険の加入記録も無いこと、申立人が事業主、同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと等の理由から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A事業所が申立期間に発行した本から事業主の氏名が判明したので、再度調査してほしいとして再申立てをしている。

しかしながら、当該事業主に照会したところ、当該事業主は、申立人を記憶していない、また、A事業所は厚生年金保険の適用事業所としていなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかったと供述している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情がうかがえず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月9日から38年12月29日まで
② 昭和39年3月9日から40年5月25日まで
③ 昭和40年8月9日から同年11月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、申立期間③に勤務したA社を退職するときは、脱退手当金のことを知らず、請求手続及び受給はしていないので、その記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立人が申立期間③に勤務したA社を退職した後の昭和42年9月22日に申立期間①、②及び③に係る脱退手当金が支給されている記録があるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給をした記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月1日から44年9月29日まで
② 昭和44年10月6日から45年10月20日まで

平成16年頃に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。その後、何回か社会保険事務所（当時）に足を運んだが、支給されているとしか回答が無かったので、第三者委員会に申し立てることにした。

申立期間前に勤務したA社B工場の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶が有るが、申立期間については、脱退手当金を受給する意思は無かったので、受給していない。申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①に勤務したC社及び申立期間②に勤務したD社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年12月8日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間前の50か月の厚生年金保険被保険者期間については、既に脱退手当金を受給したことを認めており、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 5 日から 44 年 7 月 1 日まで
平成 19 年 8 月に、年金記録を確認したところ脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 7 月 1 日の前後の各 2 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 46 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、26 名に支給記録が確認でき、そのうち 21 名については資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給記録のある者のうち連絡の取れた 1 名は、「同社の退職時に、担当者から脱退手当金の話を聞き、受給しないともったいないと思い、受給することにした。脱退手当金の請求手続は、同社が行ってくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高い。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 8 月 18 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 11 日から 33 年 3 月 3 日まで
友人から年金額が少なすぎると言われて年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社B工場に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 3 月 3 日の前後の各 1 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 76 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、68 名に支給記録が確認でき、そのうち 65 名については資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高い。

また、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票においては、申立人が同社同工場を退職した後であって、かつ、申立人に対する脱退手当金の支給決定がなされた昭和 33 年 6 月 3 日の直前である同年 5 月 26 日に、申立人の名前が「C」から戸籍上の名前である「D」に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて名前の変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月後の昭和 33 年 6 月 3 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いという

ほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から36年7月21日まで
A第三者委員会から、同じB社に勤めていた脱退手当金の支給記録のある同僚として照会を受けたこと、また、C区役所年金担当者から「退職金の中に脱退手当金が含まれており、当該脱退手当金は支給されています。」と言われたことを思い出したことから、はっきりしたことが知りたくて申立てをした。退職時には会社側から脱退手当金についての説明は無く、受け取った記憶も無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年7月21日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格のある12名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む10名に支給記録が確認でき、そのうち9名について資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録がある者のうち同一日に支給決定されている者が2組4名いることなどを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続をしていたと考えられ、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高い。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年10月31日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
A社又はB社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
A社で社員研修を受けた後、出向の形でB社に勤務しており、その間、給与を支給され厚生年金保険料の控除もあったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社から独立した個人事業所B社（その後、C社に名称変更）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は平成 7 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、C社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、事業主及び申立人が記憶している上司も連絡先が不明であることから、申立期間の資料等について照会することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時にA社の被保険者資格を喪失し、B社の被保険者資格を取得した従業員は 22 名確認できるが、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、そのうち1名は、A社からB社に異動するときに、社会保険事務担当者から、今月は社会保険に加入しないので、国民健康保険の手続を行うようにとの説明があり、給与明細書の社会保険料欄が空欄だったことを記憶していると供述している。

加えて、申立人を含む4名は、申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月 1 日から同年 10 月 11 日まで
② 昭和 46 年 12 月 26 日から 47 年 12 月末日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B社は、同社はかなり広く事業を展開していることから、申立人が供述している業務はあったと思う旨回答しているものの、当時の資料が無く、申立人に係る書類を保存していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答している。

また、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日が昭和 46 年 10 月 11 日と記録されており、厚生年金保険被保険者原票における資格取得日と一致している上、申立人とは資格取得日及び勤務していた店舗は異なるものの、申立人と同日の同年 12 月 10 日に厚生年金保険被保険者手帳記号番号を取得した複数の同職種従業員は、自身の勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致している旨回答している。

さらに、申立人は、A社において、同じ店舗で勤務していた同僚は一人であると供述しているところ、同僚への照会を行えないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22395 (事案 13675 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年頃から平成 5 年頃まで

A事業所が経営するサウナ部門で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨、第三者委員会に申し立てたが、記録訂正は必要でないと通知を受けた。

しかし、A事業所の元事業主の妻等から、厚生年金保険に加入させていたと聞いたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所の縫製部門の元責任者及び元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所のサウナ部門に勤務していたことはうかがえるが、上記縫製部門の元責任者は、サウナ部門の従業員は、入れ替わりが激しかったため、厚生年金保険に加入させていなかったと供述していること、申立人から提出された申立期間の一部の期間に係る給与明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること、申立人は、昭和 48 年 4 月から平成 6 年 3 月まで国民年金保険料を納付済み又は申請免除となっていること等から、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A事業所の元事業主の妻及び縫製部門の元責任者から、申立期間当時、申立人を厚生年金保険に加入させていた旨の供述を得たとして、今回再申立てを行っている。

しかしながら、A事業所の元事業主の妻及び縫製部門の元責任者に照会したところ、元事業主の妻は、申立人を厚生年金保険に加入させたという証言をした記憶は無いと回答しており、縫製部門の元責任者は、前回照会時と同様、サウナ部門の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。

また、オンライン記録によると、A事業所は、休業により平成元年12月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同年12月31日以降は適用事業所でないことが確認できる。

以上のことから、申立人の新たな情報は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらず、他に新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで
A事業所のサウナ部門に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は既に死亡し、縫製部門の元責任者は当時の資料は何も保管されていないと回答していることから、同事業所から、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 46 年 4 月から 47 年 12 月までの間に同事業所で被保険者資格を取得した他の女性従業員 7 名の資格取得時の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額になっていることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正や取り消されるなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月20日から51年10月1日まで
② 平成6年10月1日から7年4月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額と比較して下がっている。当時の状況において申立期間①及び②とも報酬額の引下げが行われるといったことは考えにくいので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、申立人の申立期間①当時の標準報酬月額は、人事異動簿の基本給から計算される基準給与（約16万円）を基に標準報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出てしまった可能性がある旨回答している。

また、B社は、昭和46年から給与計算を電算化しており、申立期間①当時の保険料控除額については、社会保険事務所に届け出た16万円の標準報酬月額に基づく保険料を申立人の給与から控除していた可能性が高い旨回答している。

さらに、A社本社に係る事業所別被保険者名簿及び同社C工場に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同時期に同社C工場において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社本社で資格を取得した従業員は、申立人のほかに11人いたが、そのうちの7人は申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

加えて、A社本社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の標準報酬月額の内容に不備は無く、遡って訂正が行われる等の不自然さは見当たらない。

これらのことから、A社は、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を、社会保険事務所へ16万円と届け出ており、その標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと考えられる。

次に、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社D工場における

標準報酬月額は、平成6年9月までが50万円であるところ、同年10月の定時決定により47万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、B社D工場は、既に閉鎖されており、現存するB社も申立期間②当時の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、申立人は、平成7年3月末にB社D工場を定年退職した旨供述しており、同社同工場に係るオンライン記録から、平成6年頃から8年頃までの期間において申立人と同様に同社同工場を定年退職で厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと考えられる従業員を調査したところ、資格喪失した者は申立人のほかに19人おり、そのうちの8人は、申立人と同様に資格喪失する数か月から1年程度前において標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該8人のうちの複数の従業員は、退職前は残業が少なくなり手取額が減った旨、及び定年間近で役職を解任され、手当が無くなることもあった旨供述している。

加えて、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額の内容に不備は無く、遡って訂正が行われる等の不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かであり、同僚が厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、自分のみ加入記録が無いのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の回答及び同社から提出された申立人の申立期間に係る給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿の記録から判断すると、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記源泉徴収簿では、申立期間に給与から厚生年金保険料を含む社会保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B 社における現在の社会保険事務担当者は、当時の社長は既に死亡しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入条件等については不明であり、また、当時の社会保険事務担当者は不明のため、詳しいことは分からない旨供述していることから、A 社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、複数の同僚の氏名を挙げており、所在の判明した 3 人に照会を行ったが、いずれの者からも、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 49 年 4 月まで
A 社 (現在は、B 社) C 営業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には外務員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司及び同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社C営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、当時の賃金台帳等は保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除は不明であるとしている。

また、B社は、営業成績が一定以上の外務員を厚生年金保険に加入させていたとしているところ、申立期間当時にA社C営業所において申立人と同一職種の外務員として勤務していたとする従業員は、当時は、成績が上がらず社会保険に加入していない者もいた旨供述しており、このことは、B社が供述する申立期間当時の厚生年金保険の取扱いと符合していることから、申立期間当時、A社では、厚生年金保険に外務員の全員は加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22400 (事案 17868 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から28年11月1日まで

A社にレンズ研磨工として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。今回新たに、同僚の名前を思い出したので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、平成18年3月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は、申立期間当時の資料は保管していないとしていること、また、申立人は複数の同僚を記憶しているものの、これらの者の連絡先は不明であることから、同社において申立期間に厚生年金保険に加入している元従業員5人に照会したところ、回答のあった4人全員が、申立人を記憶していないこと、さらに、当該従業員のうち、申立人と同一職種のレンズ研磨工であったとする元従業員は、当時、同社では、入社してもすぐには厚生年金保険に加入させない取扱いだったのではないかとしていること等から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年6月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、複数の同僚の名前を思い出したので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとしている。

しかしながら、申立人が今回名前を挙げた複数の同僚であったとする者は、前回の調査における元従業員と同一人物であることから、申立人からの新たな情報については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかにも当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から5年9月まで

A社の紹介により、B社（後に、C社）の契約社員として、申立期間にD社の店舗に派遣されカメラを販売していた。入社して約1年たったときに、B社の総務部担当者から厚生年金保険の手続についての電話があり、厚生年金保険に加入する意思を伝えたが、同社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る就労状況及びB社において、申立期間当時、契約社員の窓口担当者であった従業員の供述により、申立人は、申立期間のうち、平成4年1月から5年6月末まで契約社員として同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記従業員は、「私は、申立期間当時、契約社員に対して、本人の意思確認を行い、厚生年金保険の加入又は未加入を決めていた。社会保険事務の取扱いは、健康保険、雇用保険及び厚生年金保険を3点セットとしており、雇用保険及び健康保険の加入がなければ、厚生年金保険についても未加入である。」と供述しているところ、B社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立人は、「申立期間当時、健康保険証をもらった記憶は無く、また、健康保険証を使った記憶も無い。」と供述しているところ、B会社が加入していたE健康保険組合は、「保有している被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無い。」と回答している。

さらに、申立人が名字のみ記憶する同僚は、所在不明のため、申立人の保険料控除について確認することができない上、当該同僚の名字は、社に係るオンライン記録で確認できず、該当する被保険者を特定することができない。

加えて、上記就労状況によると、「平成5年7月1日付で契約解除」と記載されてい

るところ、申立人の雇用保険の記録は、平成5年7月27日から同年8月31日までF県に所在する別の事業所で確認することができる。

このことについて、申立人は、「F県でアルバイトをしていた。F県に行った以降は、B社には勤めていない。」と供述していることから、申立期間のうち、5年7月1日以降については、申立人はB社に勤務していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22404 (事案 429 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月16日から47年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、同委員会から、勤務していたことはいかがわれるが、同社の事業主の保険料控除をしていないとの供述等の理由により、記録を訂正できないと通知を受けた。

そのため、今回新たに17名の同僚の名字と、給与通知書、給料明細票、給料袋、創立15周年記念酒肴料袋及び辞令を提出するので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時のA社の作品録に申立人の氏名が確認できることから、同社に勤務していたことはいかがわれるが、同社の事業主が、「申立期間当時、申立人の雇用形態は作品ごとの請負契約であり、この請負契約の従業員については昭和38年頃、全員を厚生年金保険から脱退させ、その後47年3月に労働組合との交渉により再度資格取得させることになるまでは、厚生年金保険に加入させておらず給与から保険料を控除していない。」と供述していること、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年6月まで、国民年金保険料を納付していることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報及び資料として同僚17名の名字、昭和38年5月1日付け辞令、同年6月16日付け給与通知書、同年7月25日支給の給料袋、7月分給料明細票及び創立15周年記念酒肴料袋を提出するので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとしている。

そこで、当委員会は、申立人が記憶していた同僚17名のうち、オンライン記録から

住所が確認できた 10 名に照会したところ、7名の同僚が、「申立期間に申立人はA社で番組制作の仕事をしていた。」と回答しており、また、同社の6名の従業員は、「申立期間に申立人は勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間に同社で番組制作の仕事に従事していたことは推認できる。

しかし、申立人から提出された辞令、給与通知書及び給料袋については、いずれも申立期間のものではなく、年度不明の7月分給料明細票については、申立人が「昭和 38 年度のものである。」と供述していることから、これらの資料から申立期間の保険料控除を確認することはできない。

また、申立人から提出された創立 15 周年記念酒肴料と記載された袋については、給与明細票のように保険料控除を確認できる資料とは言えない。

さらに、A社に係るオンライン記録によると、申立人同様、昭和 38 年から 41 年にかけて資格を喪失し、47 年 3 月に再度資格を取得している従業員 4 名については、同社の事業主が、「昭和 38 年頃から制作に係る社員は雇用形態を請負契約に切り替え、当該社員は 47 年 3 月まで厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していない。」と回答している。

加えて、A社において、昭和 44 年 3 月頃から社会保険事務を担当していたという従業員は、「私が社会保険事務を担当していた期間については、申立人に関し、社会保険関係の事務をした事実はない。」旨回答している。

以上のことから、申立人から提出された新たな情報及び資料については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 16 日から 53 年 8 月 31 日まで
② 昭和 55 年 1 月 1 日から平成 12 年 8 月 31 日まで

A社（現在は、B社）又はC事業所（後に、D事業所）に勤務していた申立期間①及びE社、F社（現在は、G社）又はH事業所に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された申立人に係る厚生年金台帳及び人事台帳によると、申立人はA社において昭和 31 年 4 月 16 日に資格を取得し、34 年 8 月 16 日に資格を喪失していることが確認でき、B社人事課の担当者は、「人事台帳によると、申立人は昭和 34 年 8 月 15 日付けで解雇となっており、その日以降、勤務していたことは考えられず、厚生年金保険の対象者ではない。」旨回答している。

また、申立人が記憶していたA社の上司及び人事担当者については、所在不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

一方、C事業所について、申立人は、「A社とI国のJ社が同国で設立した合弁会社であり、昭和 38 年から 39 年頃、D事業所と社名変更した。」と供述している。

しかしながら、申立人の供述どおりI国で設立された現地事業所であれば、当該事業所は、日本の厚生年金保険の適用対象外である上、B社人事課の担当者は、「C事業所及びD事業所については、一切不明である。」と回答している。

また、申立人は、「D事業所は日本の法人でもあり、K社として、M県N区で適用事業所となっており、そこに保険料を支払っていた。」と主張しているところ、商業登記簿謄本から、N内にL社の登記が確認できるが、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同社は適用事業所であった記録を確認することができない

め、申立人の主張する事業所であることを確認することができない。

さらに、申立人がC事業所の取締役であったと記憶する者は、所在不明で連絡することができず、申立人が、「D事業所における勤務を記憶しているはずである。」と主張している知人3名のうち、1名は既に死亡しており、1名は連絡ができず、ほかの1名は、「申立人を記憶しているが、申立人の勤務先はD事業所であったか分からない。」と供述していることから、申立人が勤務していた事業所について確認することができない。

加えて、申立人は、「J社の社長であったO氏は、1か月も欠かさず、私の厚生年金保険料を日本政府へ納付していた。」と主張しているが、当該社長は、所在不明のため、申立人の主張を確認することができない上、オンライン記録によると、申立期間①のうち、昭和42年11月から45年3月まで、47年3月から同年6月まで、50年2月、同年3月及び51年10月から52年3月までの国民年金保険料を定額納付し、同年10月から53年2月まで、同保険料の申請免除の記録が確認できることから、申立人の主張には矛盾がある。

- 2 申立期間②について、E社は、申立人について、「昭和63年4月F社入社 顧問。平成元年5月P国H事業所入社 専務取締役就任。5年2月P国H事業所専務を退任 嘱託委嘱。」と回答していることから、申立人は、昭和63年4月から平成5年2月までF社及びH事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間当時のE社及びF社（以下「E社等」という。）の代表取締役社長は、「昭和63年から平成元年にかけて、P国に居住していた申立人から採用の依頼があり、平成元年頃、P国に現地法人H事業所を設立したとき、申立人を現地採用の身分として、現地駐在員の責任者とした。申立人の勤務は、P国における現地採用であり、E社等に入社していたとしても、日本国内における雇用身分でないことから、E社等における厚生年金保険の対象者ではない。また、H事業所が解散すれば、申立人とE社等における雇用関係は無い。」旨供述している。

また、E社人事部は、「H事業所は、平成元年3月27日に現地法人として設立し、8年10月*日に解散になった。」と回答している。

さらに、現在のH事業所社の取締役社長は、「私は、申立期間当時、H事業所の社長であった。期間は特定できないが、申立人は、F社及びH事業所に勤務していたが、申立人は、現地採用の身分として勤務していた。申立人は現地採用という雇用身分であったので、E社等の社会保険の対象者ではなく、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、「日本の健康保険が海外で使えなくても、健康保険は厚生年金保険とセットで加入するので、日本の健康保険証も持っていた。日本語に堪能な弁護士兼公認会計士であった外国人のQ氏は私のために、厚生年金保険料の支払をしていた。」と主張しているが、同氏は、所在不明のため、申立人の主張を確認することができず、E社人事部担当者は、「申立人の医療費については、健康保険制度とは別に、本人負担分と会社負担分の割合を現地採用者と同様に決めていたことから、申立人は、

健康保険に加入していなかったと考えられる。」旨回答している。

また、オンライン記録によると、昭和53年8月から60年8月まで、国民年金保険料の申請免除の記録が確認できることから、申立人の主張には矛盾がある。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②において、申立人が主張する事業所における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、当初、A社に係る申立期間を昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 1 日として申立てを行ったが、その後、当該期間は誤りであり、実際の勤務期間は 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 30 日であるため、申立期間には同社には勤務していない旨供述している。

また、上記事業主は、A社は既に廃業しており、同社に係る資料は全て廃棄しているため、申立人の厚生年金保険の取扱い等について確認できないと供述している上、同社の申立期間当時の事業主に照会したが回答が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録のある従業員のうち連絡先が判明した 3 名に照会したが、いずれからも回答が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和 51 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が実際の勤務期間であると主張している 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 30 日までは適用事業所となっていないことが確認できる上、同社の商業登記簿謄本では、同社は 51 年 8 月 25 日設立と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。事業所保管の給料台帳を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の、A社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 10 年 4 月から 11 年 6 月までは 34 万円、同年 7 月から 12 年 3 月までは 30 万円と記録されていたが、申立人が同社において被保険者資格を喪失した、同年 4 月 1 日より後の同年 4 月 21 日付けで、10 年 10 月及び 11 年 10 月の定時決定並びに同年 7 月の随時改定の記録を取り消され、遡って 9 万 2,000 円と記録されたことが確認できる。また、B社が保管している給料台帳から、申立人の報酬月額は、10 年 1 月から 11 年 3 月までは 35 万円、同年 4 月から 12 年 3 月までは 30 万円であったことが確認できる。

しかし、B社の商業登記簿謄本では、申立人は、標準報酬月額の訂正・取消処理が行われた平成 12 年 4 月 21 日には、A社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自身がA社の厚生年金保険手続の担当であり、届出書類は自ら作成していたと供述している上、同社に係る社会保険料滞納処分票には、社会保険料の納付時期について、申立人が同社の経理担当として、社会保険事務所 (当時) の担当職員と電話で対応していたことが記載されている。

さらに、申立人は、自身の標準報酬月額を減額する届出は行っていないと主張しているが、上記滞納処分票には、平成 12 年 4 月 8 日に、申立人が自ら社会保険事務所に出向き、遡った月額変更届を提出したことが記載されている。

加えて、申立人は、夫であるA社の事業主については、届出書類に押印はしていたが、記載内容を確認することは無かった旨、供述していることから、申立人が、同社の取締

役として、標準報酬月額減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から50年5月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低い額であると主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主とも連絡が取れないことから、当時の社会保険担当者及び複数の同僚に照会したが、給与明細等の保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人のA社に係る厚生年金基金の記録は、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿における厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。これについて、A社が加入していた健康保険組合は、申立期間当時の健康保険及び厚生年金保険に係る算定基礎届は、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）に対して複写式の用紙を用いて届出されていたと供述していることから、申立人に係る標準報酬月額はそれぞれ同額であったと考えられる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点はなく、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から同年 8 月まで
③ 昭和 57 年 12 月から 63 年 6 月 1 日まで

A社に営業職として勤務した申立期間①、B社に営業職として勤務した申立期間②及びC社に勤務した期間のうち申立期間③の厚生年金保険の被保険者記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚と複数の従業員の供述及び申立人がA社の事業主と複数の同僚を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が保管する厚生年金保険の加入者の氏名、資格取得日等を記録した「索引」に記載されている複数の同僚の記録は、同社に係る事業所別被保険者名簿の記録と一致しているところ、同社は、当該「索引」に申立人の記載が無いと回答している。

また、申立人は、A社で営業職として勤務していたとしているところ、同社の経理及び社会保険を担当していた元事業主の妻は、「営業の人は出入りが激しく厚生年金保険に加入させた人と加入させなかった人がいる。会社が保管している昭和 38 年からの厚生年金保険の加入者の名簿の「索引」に申立人の氏名が無いので、社会保険に入っていなかったと思う。」旨供述している。

さらに、総務で事務を担当していた従業員は、「営業の社員は歩合制であり、給料の手取額が下がってしまうことから社会保険に加入していなかったと思う。」旨供述している。

加えて、申立人が記憶する同僚5人のうち、上記の申立人を記憶していた一人を除く

4人のうち、二人は既に死亡しており、一人は連絡先が不明であり、他の一人は申立人を記憶していない。

また、上記被保険者名簿により、申立期間①に被保険者記録があり連絡先が判明した従業員18人に照会したところ、回答のあった10人のうち4人は申立人を記憶していたが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては分からないと回答しており、残る6人は申立人を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人を記憶している上記従業員4人のうち、申立人と同じ営業部で営業職として勤務していた従業員一人は、申立人のほかに営業職として勤務した従業員7人の姓を記憶しているところ、上記被保険者名簿によると、4人は被保険者記録が確認できるが、他の3人については被保険者記録を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、当時の資料を保存していないため、申立人に係る雇用の有無、厚生年金保険の取得届及び喪失届並びに保険料の控除及び納付については不明であると回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間②において被保険者記録があり連絡先が判明した従業員6人に照会したところ、回答のあった4人全員が申立人を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人は、B社において、営業職として勤務していたとしているところ、同社の取締役は、「営業の社員は出入りが激しかったので、社会保険には入れていないと思う。」旨供述している。

申立期間③について、C社に係る商業登記簿謄本の記録、申立人の知人の供述及び申立人が当時の事業主の氏名等を記憶していることから、申立人は申立期間③において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、昭和63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社に係る商業登記簿謄本に記録されている同社成立時における代表取締役は、既に死亡していることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、D市の記録によると、申立人は、同市において、申立期間③を含む昭和56年2月から63年6月まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年6月1日に資格取得した従業員は申立人を除いて3人であるが、うち二人は63年6月に入社したとしており、他の一人は既に死亡していることから、これらの者から申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について、

これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月28日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。月末まで有給休暇を消化して1月末日で退職したため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における上司は、申立人が申立期間に同社に在籍していたと述べている。

しかし、申立人のA社における雇用保険の加入記録及び同社が加盟していたB厚生年金基金の記録は、いずれも厚生年金保険の記録と一致している。

また、A社の事業を継承したC社は、A社の人事記録等の資料は一切無いとしている上、当時の事業主は、申立人の退職日について資料が無いため不明であるとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社における申立期間当時の総務課長は、「当社の場合、大体が月末退職だったが、本人が希望すれば月中の退職にした。月末退職であればその月の保険料を控除するし、月中なら控除しない。雇用保険の記録で申立人が27日に離職しているのであれば、その月の保険料は控除していない。」と回答している。

加えて、上記の上司及び同僚に照会したところ、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができなかった。

また、A社に係るオンライン記録により、昭和61年5月1日以後に被保険者資格を取得し、同社が適用事業所でなくなった平成9年4月1日までに資格喪失した従業員のうち、月の21日以降に資格喪失した従業員7人の雇用保険の加入記録を調査したところ、満65歳到達により資格喪失した二人を除く5人全員は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
② 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで
③ 平成元年 8 月 1 日から 11 年 1 月 27 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から③までの標準報酬月額が、それぞれ前月の標準報酬月額より下がっているのは納得できないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額が、申立期間①から③までにおいて前月の標準報酬月額より下がっているが、申立人は、申立期間①から③までの標準報酬月額が下がることは考えられないとして申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、関係書類は何も無く、自身は経理及び社会保険関係業務に関与しておらず、何も知らないと供述している上、申立人は給与明細書等を保有していないことから、申立人の申立期間①から③までにおける報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①から③までのA社の経理担当者は、既に死亡していることから、申立人の標準報酬月額の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録、A社に係る事業所別被保険者名簿、同社に係る商業登記簿謄本及び事業主の供述によると、申立人（取締役で事業主の弟）の標準報酬月額は、申立期間①から③までにおいて随時改定により4回にわたって減額されているが、当該手続は遡って減額訂正するなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

また、上記商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間①から③までにおいてA社の取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「同社では、本社に自身と事務員（アルバイト）の二人で勤務しており、経理担当者は非常勤で月に7日位出勤していた。経理関係は経理担当者に任せていたが、事業で必要とした会社印は自身で保管しており、経理担当者に預けるということは無く、作成された書類に自身で押印していた。」としている。

さらに、上記被保険者名簿により、連絡先が判明した従業員9人に照会したところ、回答のあった6人のうち5人は、申立人はA社の専務として経理関係を担当していたと回答している。

これらのことから、仮に、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①から③までについては、特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 26 日から 43 年 9 月 25 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、当時の人事記録が保管されていないため、申立人の在籍が確認できないと回答している上、A社の申立期間当時の事業主からは回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚二人及びA社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険の資格を取得している従業員 17 人の計 19 人に照会したところ、回答のあった 8 人のうち 6 人は申立人を記憶しておらず、一人は「申立人の勤務期間を覚えていない。」と回答している上、ほかの一人は、「私より 1 か月後に入社したと思う。」と回答しているが、同氏が同社に入社したのは昭和 41 年 4 月としており、当該証言に該当する時期には、申立人は別の事業所において厚生年金保険の被保険者であることが確認でき、明確に申立人の勤務期間を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認で

きる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 2 日から 62 年頃まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主及び同僚の供述により、退職日までは特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料が保管されていないため、在籍期間が確認できなかつたと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社における同僚7人及び同社に係る厚生年金保険被保険者原票により申立期間に被保険者記録のある従業員4人の計11人に照会したところ、回答があった7人のうち5人は申立人を知っていると回答しているが、5人とも申立人の退職時期を記憶していないことから、申立人の退職時期及び申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人のA社における雇用保険と厚生年金保険の加入記録は一致しているところ、同社の同僚及び従業員計5人の雇用保険と厚生年金保険の加入記録は一致していることが確認できることから、同社においては、雇用保険と厚生年金保険の手続は同時期に行っていたことが推認できる。

加えて、B市から提出された国民健康保険の加入記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和59年8月2日から63年3月2日までの期間において国民健康保険の資格を取得していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで
A組合に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支払額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の一部の給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立人から提出された昭和 49 年 4 月分、同年 7 月分から 50 年 1 月分まで、同年 5 月分から同年 7 月分まで、同年 11 月分、同年 12 月分及び 58 年 4 月分の給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、A組合は、当時の給与台帳等の資料は保管しておらず、申立人は、上記以外の申立期間に係る給料支払明細書等を保有していないため、申立人の主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A組合に係る事業所別被保険者名簿の記録において、申立人に係る標準報酬月額の記録に遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月10日から39年4月20日まで
② 昭和39年8月10日から41年9月14日まで

年金の受給手続のとき、社会保険事務所（当時）で、申立期間について脱退手当金が支給されている記録があることを知った。しかし、脱退手当金の手続をした記憶も受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年9月14日の前後各1年以内に資格喪失した者であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する12名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む7名に支給記録が確認でき、そのうち6名については厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた1名は、「脱退手当金については、会社が請求手続を行ってくれた。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っていたことがうかがわれ、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年12月27日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月23日から39年4月9日まで
平成21年頃、マスコミ等で年金問題が取り上げられていたので、社会保険事務所(当時)で自分の年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。しかし、脱退手当金については、支給されたとされる時期には上京しており、また、請求した記憶も受給した記憶も無いので、調査して支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年4月9日の前後各1年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を満たす30名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む29名に支給記録が確認でき、そのうち28名について厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち、連絡の取れた1名は、「脱退手当金については、会社が請求手続を行ってくれた。」と回答していること、また、同一日又は同一月に資格喪失し、同一日に支給決定されている者が申立人を含めて6組13名いることなどを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求したものと考えられる。

また、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年7月15日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる時期には上京していたので請求及び受給ができなかったと主張しているが、当該脱退手当金の請求は、上記のようにA社

が行ったものと考えられること、また、当該脱退手当金の受給については、居住地近くの金融機関において行うこと又は代理人へ委任して行うことが可能であったことから、B県にあるA社を退職後、当該脱退手当金が支給されたとされる時期に上京していたことをもって当該脱退手当金の請求及び受給ができなかったとは言えない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月7日から39年3月1日まで
② 昭和39年9月7日から41年3月11日まで

平成15年頃、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されている記録があることを知った。しかし、脱退手当金の手続をした記憶も受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年3月11日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する6名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む3名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた1名は、「脱退手当金については、会社が請求手続を行ってくれた。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年4月14日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 12 月まで

A協会に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料の控除を証明するものは無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA協会の回答及び同協会の元事務局長の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同協会に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A協会は、日本年金機構の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、その所在地を管轄する法務局には、法人登記の記録も無い。

また、A協会の現在の事務担当者は、「当協会は、昔から厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の適用事業所にはなっておらず、従業員の給与から厚生年金保険料の控除はしていなかったと聞いている。また、現在、当協会の従業員は自分一人であり、自分も社会保険には加入していない。」と供述している。

さらに、A協会の元事務局長は、「当協会は若い職人を養成するための民間の任意団体であり、従業員は自分を含め常時一人か二人体制であった。また、財政上の問題もあり、社会保険及び雇用保険の適用事業所とはなっておらず、申立人の給与から厚生年金保険料の控除はしていなかった。自分も当協会に勤務していた期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社から次の事業所に転職した際の記録に空白の1日がある。A社における厚生年金保険の喪失日は平成8年6月1日と理解しているため、訂正して、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、給与からの社会保険料の控除方法について、翌月控除と回答しているところ、同社から提出のあった平成8年の申立人に係る賃金台帳によると、同年5月の厚生年金保険料を給与から控除していることが確認できる。

しかしながら、A社から提出のあった申立人に係る退職届及び人事記録である個人台帳によると、申立人の退職日は平成8年5月30日と記録されている。

また、申立人に係る雇用保険被保険者資格取得届確認照会回答書によると、申立人のA社における離職日は平成8年5月30日となっている上、同社が加入しているB厚生年金基金の申立人に係る加入員台帳によると、申立人の資格喪失日は同年5月31日と記録されている。

さらに、A社から提出のあった健康保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は平成8年5月31日と記載され同日付けでC健康保険組合に受理されていることが確認できる上、同通知書の備考欄には、申立人の健康保険証を回収したとする「証回収済」の印があり、申立人は同年5月31日には同社が加入していた同健康保険組合に自身の健康保険証を返納していたことが認められる。

一方、厚生年金保険法第19条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法14条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、申立人のA社における資格喪失日は平成

8年5月31日となることから、申立人が主張する申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった申立期間の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額（18万円及び19万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低くなっていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 3 月 16 日まで

A社及びB社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は無いが、給与は 20 万円くらい受け取っていたと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる当該期間当時の事業主に照会したものの回答が得られず、申立人の当該期間における報酬月額、保険料控除額等について確認ができない。

また、申立人は、申立期間①に係る給与明細書を保有しておらず、A社において当該期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚及び従業員に照会したところ、そのうち一人が提出している昭和 38 年 4 月分の給料明細書における給与支給総額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の健康保険の標準報酬月額は昭和 41 年 10 月から 6 万 8,000 円、42 年 10 月から 9 万 2,000 円と記録されており、申立期間①のうち、昭和 41 年 10 月から 43 年 2 月までの期間については、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限度額（6 万円）であることが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

申立期間②について、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本で確認できる当該期間当時の事業主に照会したところ、「申立てどおり

（上限の 10 万円の標準報酬月額）の届出を行ったか、及び控除をしていたかは不明である。」旨の回答があり、申立人の当該期間当時の報酬月額及び保険料控除額等について確認できない。

また、申立人は、申立期間②に係る給与明細書を保有しておらず、B社において当該期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する従業員 9 人に照会したところ、回答があった 6 人はいずれの者も給与明細書を保有していないことから、当該期間における報酬月額、保険料控除額等について確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 5 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社において勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び従業員からの回答により、期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立人の資格取得・喪失に関する届出については、申立人の申立てどおりに行ったと考えられるが、当時の担当者が覚えておらず、また、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかについても不明である。」旨回答しており、申立人に係る厚生年金保険の加入状況、保険料控除等について確認できない。

そこで、A社に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票により、同社において申立期間の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚・従業員に照会したところ、申立期間当時に勤務し、申立人が氏名を覚えている同僚は、「申立人のことを覚えているものの、申立人は毎日の勤務ではなかった。また、私がA社を退職したときに、申立人が同社に在籍していたかについてはよく覚えていない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和52年12月から53年3月までの期間、一度勤務形態を変更したが、その期間以外は正社員として退職するまで勤めていたはずであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、「申立人は、申立期間に、正社員のデザイナーとして勤務していたが、A社の資料は保有していない。具体的な勤務期間や厚生年金保険料の控除については分からない。」旨回答しており、申立人の、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認ができない。

また、同僚3人に申立人の勤務状況について照会したところ、二人から回答があり、二人とも申立人については記憶しているものの、勤務期間については「分からない。」又は「不明である。」旨回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録を有していることが確認できる従業員に照会したところ9人から回答があり、このうち3人は申立人について「覚えている。職種はデザイナー。」と回答しているものの、いずれも勤務期間について「覚えていない。」又は「不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することはできない。

加えて、B厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳には、「昭和49年1月1日新規取得、52年7月1日自己都合、53年3月6日再加入、54年5月21日自己都合」と記載されており、同厚生年金基金は「「自己都合」は資格喪失を意味する。」旨回答していることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録と同厚生年金基金の記録とは一致していることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の離職日は、昭和 52 年 3 月 31 日と記録されており、同社における再取得日は、53 年 4 月 1 日と記録されていることから、申立人の、申立期間の勤務が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。